

会

議

午前10時0分開会

○議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員は、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎報告の件

○議長（滝内久生君） ここで、報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

○局長補佐兼庶務兼議事係長（長谷川 薫君） 朗読いたします。

下総第42号、令和5年3月17日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和5年3月下田市議会定例会議案の追加について。

このことについて、令和5年3月下田市議会定例会に下記議案を追加提出したいので申し入れます。

（1）議案名、議第27号 副市長の選任について。

（2）理由、地方自治法第161条第1項の規定に基づき、本市に副市長を置くため。

続きまして、令和5年3月17日 下田市議会議長、滝内久生様。

発議者、下田市議会議員、沢登英信、同じく佐々木清和。

議第17号 令和5年度下田市一般会計予算に対する修正動議。

上記の修正案を、地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

続きまして、発議第1号 暴力追放に関する決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年3月17日提出。

提出者、下田市議会議員進士為雄。

賛成者、下田市議会議員沢登英信、同じく小泉孝敬、同じく鈴木 孝、同じく渡邊照志、同じく矢田部邦夫、同じく江田邦明、同じく進士濱美。

提案理由。

暴力のない、明るく住みやすい地域社会の実現を図るため。

以上でございます。

---

◎緊急質問

○議長（滝内久生君） また、1番 江田邦明君から、「伊豆半島道路ネットワーク会議」において、静岡県が伊豆中央道と修善寺道路の料金徴収期限を延長する方針示した内容等について、緊急質問の申出がありました。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで、暫時休憩します。

午前10時3分休憩

---

午前10時23分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◎追加日程

○議長（滝内久生君） 本日、市長から提出されました議第27号 副市長の選任について、議案の追加申出があります。

この際、議第27号議案を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議第27号議案を日程に追加することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第27号議案を日程に追加することに決定いたしました。

〔発言する者あり〕

○議長（滝内久生君） 議長は発言を許していません。

お諮りいたします。

議第27号議案を日程第一の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議第27号議案を日程に追加することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第27号議案は、日程第一の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

次に、本日、下田市議会会議規則第14条の規定に基づき、11番進士為雄君より、発議第1号 暴力追放に関する決議の議案提出がありました。

この際、発議第1号を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第1号を追加日程、議第27号議案の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がないものと認めます。

よって発議第1号は、追加日程、議第27号議案の次に追加することに決定いたしました。

次に、1番 江田邦明君から、「伊豆半島道路ネットワーク会議」において、静岡県が伊豆中央道と修善寺道路の料金徴収期限を延長する方針を示した内容等について、緊急質問の申出がありました。

江田邦明君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

緊急質問を追加日程、発議第1号の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって緊急質問は、追加日程、発議第1号の次に追加することに決定いたしました。

---

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） 日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第12号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第13号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第16号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 令和5年度下田市一般会計予算、議第18号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第19号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第20号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第21号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第22号 令和5年度下田市介護保険特別会計予算、議第23号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第24号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第25号 令和5年度下田市水道事業会計予算、議第26号 令和5年度下田市下水道事業会計予算、

以上、16件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

---

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） まず、産業厚生委員長 江田邦明君の報告を求めます。

1番 江田邦明君。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○産業厚生委員長（江田邦明君） 産業厚生委員会審査報告になります。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定いたしましたので、報告します。

1. 議案の名称

- 1) 議第16号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 2) 議第17号 令和5年度下田市一般会計予算〈本委員会付託事項〉
- 3) 議第19号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算
- 4) 議第21号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計予算
- 5) 議第22号 令和5年度下田市介護保険特別会計予算
- 6) 議第23号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計予算
- 7) 議第24号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計予算
- 8) 議第25号 令和5年度下田市水道事業会計予算
- 9) 議第26号 令和5年度下田市下水道事業会計予算

## 2. 審査の経過

3月10日、13日、14日の3日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より斎藤市民保健課長、佐藤税務課長、土屋上下水道課長、長谷川産業振興課長、平井建設課長、佐々木観光交流課長、鈴木環境対策課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

併せて、関係議案に係わる現地視察を行い、審査には万全を期しました。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりでございます。

## 3. 決定及びその理由

- 1) 議第16号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な条例改正であると認めた。

- 2) 議第17号 令和5年度下田市一般会計予算〈本委員会付託事項〉

「決定」賛成多数により原案可決。

「理由」やむを得ない予算であると認めた。

- 3) 議第19号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

- 4) 議第21号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計予算

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

- 5) 議第22号 令和5年度下田市介護保険特別会計予算

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

6) 議第23号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計予算

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

7) 議第24号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計予算

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

8) 議第25号 令和5年度下田市水道事業会計予算

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

9) 議第26号 令和5年度下田市下水道事業会計予算

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 産業厚生委員長は、自席へお戻りください。

次に、議第17号については、沢登英信君から、会議規則第105条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。

少数意見者の報告を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 少数意見の報告をさせていただきます。

産業厚生委員会提出者 沢登英信。賛成者 佐々木清和でございます。

少数意見報告書

令和5年3月14日の産業厚生委員会において留保しました少数意見を次のとおり、会議規則第105条第2項の規定により報告をいたします。

議案番号

議第17号 令和5年度下田市一般会計予算です。

意見の要旨としまして、2406事業、南伊豆地域清掃施設組合負担金、南伊豆地域清掃施設組合負担金2,207万2,000円は削除をするという内容であります。

日量58トンのごみを燃やす焼却炉を令和9年度に稼働し、マテリアル施設は、令和11年度に稼働する計画は、時代の流れに反しております。地球温暖化対策やCO<sub>2</sub>のゼロや、市長が言うところのSDGsの理念にも反し、ごみを燃やし続けることになるわけであります。

しかも皆さん、この焼却炉の位置については、今、生活環境影響調査をして、その結果を見て判断をすると、市長は明言をしているわけであります。にもかかわらず、一部事務組合だけを先行をして設立をするというようなことは、手順から言っても、おかしな手順であると言えるのではないかと思います。

そして、ごみの減量化を考えるなら、焼却炉を造る前に、1市3町それぞれでしっかりしたマテリアル施設がないわけですので、ごみの減量化ということになれば、1市3町には、それぞれ焼却炉はあるわけであります。現状の中で、マテリアル施設、資源化施設の整備がされていない。誰が考えましてもマテリアル施設をどうするかということがまず第一に計画に上がってこなければならぬと思います。

にもかかわらず、先ほど申し述べましたように、焼却炉は令和9年、マテリアル施設は令和11年度から稼働をするんだと、こう言っているわけであります。まさに、焼却炉ありきの計画である。市民のための計画ではない。1市3町の住民のための計画ではないんじゃないかと、こういう疑問が多く市民、住民から寄せられているというのが現状ではないかと思います。

また、令和4年度産業厚生委員会の南伊豆地域広域ごみ処理計画に関します閉会中の継続審査報告に指摘されております延命化や場所の問題、ごみの減量化、資源化ロードマップの作成、脱水汚泥の焼却処理を取りやめることの検討、または新焼却炉の規模の縮小の検討をする、こういうことが委員会から指摘されているにもかかわらず、当予算には全くその予算措置がされていないというのが皆さん現状であります。

このようなことから考えまして、2406事業、この南伊豆地域の清掃施設組合の負担金を削除し、きっちりと計画を検討をしていただいて、再度予算を上程していただくということが妥当ではないかと考えるものでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 少数意見者は自席にお戻りください。

産業厚生委員長、登壇願います。

1番 江田邦明君。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○議長（滝内久生君） それでは、産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ございますか。

9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） それでは、少しお尋ねいたします。

まず、この中で、産業厚生所管である下田グランドホテルの予算につきまして、520万が上程されておりました、これが安全対策であるという説明を賜っておりますが、この件につきまして、産業厚生委員会の中では、こういった見地から520万がどの程度の作業、事業ができて、その後はどうするのかといったスケジュール等まで質疑が討議なされたのかという部分をまずざっとお尋ねしたいと思います。

と申しますのは、私ちょっと疑問といいますか不安に思えますのは、520万の金額で安全対策をやるというのがこれで終了ではないだろうと思います。不法者あるいは何らかの事故、事件の発生を防ぐという安全対策の第一歩であろうという認識で私、今現在おりますけれども、例えば2メートル内外、あるいは立入禁止等の掲示があった時点で、それらも含めて520万ぐらい簡易といえば簡易なレベルの防止事業かなという思いがしてるんです。

ビルの解体と土地購入のそもそもの要件と申しますのは、1つには、周辺的安全対策がうたわれたはずで。大坂区、あるいは弥七喜区周辺の緊急避難地に近いということもありまして、台風等、台風に限りませんけれども、そういった災害による倒壊、あるいは何らかのガラス、一部部品の飛散というのものないわけではないであろうと、そういう危惧の中で私たちは暮らしているという要望書、安全確保要望書が出されたわけですね。そこまでの広範囲なリスクを鑑みるとすると、この520万内外の2メートルの壁であるとか、こういったものが余りにもちょっと脆弱過ぎるだろうと単純に思います。

よって、その次の段階、ステップとしてどうするのか、全体を、例えば金網で覆う方法であるとか、素人ながら考えるわけですが、そうしますと、数千万レベルのさらなる追加の安全対策もかかってくるだろうと思うわけです。その辺の見通しといいますか、安全体制の確保については産業委員会の中でどの程度討議されたのか、まずお伺いいたします。

○議長（滝内久生君） 産業厚生委員長。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○産業厚生委員長（江田邦明君） 進士濱美議員の御質問にお答えさせていただきます。

旧下田グランドホテルの事業につきましては、現地視察のほうを委員会ですでにさせていただきました。現地のほうでも、やはり進入が不可能と言いながらも脚立を使えば入れるといっ



た状況でございました。そして囲いの部分については、まず出入り口部分が見回り等の関係から開閉ができる、さらに侵入が不可能な現状一番有効なものを設置するという事で説明をいただきました。

また道路側の飛散防止柵につきましては、若干高さについては、進士議員がおっしゃるような全ての飛散物を囲うことはできませんが、一定の量は軽減できるのではないかという説明をいただいております。

反対に山側につきましては、現状高い切り土というか、壁の段差があるということで実際職員のほうで行ったところ、侵入が不可能という判断で、今回の飛散防止策については道路側のみというような説明をいただいております。

委員のほうからも、その説明の後に続いて様々な意見がございました。

どのように管理をするかといった意見に対しては、当局のほうからは、草刈り、または管理者が定期的に見回るような管理を想定しているということでございます。

あと、今後の将来的な部分については、解体については、これあくまでも想定というか、課内レベルの発言でございましたが、解体については令和9年度以降、その後、防災機能を持ち合わせた公園等について検討していきたいということで説明がございました。

委員としては、管理だけでなく、安全確保についても努めていただきたいという意見がございました。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） まず、今、御説明いただいた中で、この520万の安全対策で目先は終了するのか。あるいは次年度、即座に第二、第三の安全対策を考えていくのか、と並行して、跡地利用についてもプロセスの中へ当然載ってくるんだろうと思うんですけども、その辺までの議論というのはどうなっていたのか、再度お尋ねすると同時に、実は、私、県が発表している土砂災害特別警戒区域という指定が県下でございます。下田もたくさんあります、急傾斜地等々ですね。この中で、この地域の下田グランドホテルのちょうど裏側になるんですが、御存じでしょうけれども、大浦側にちょっと下りますと住宅、アパート等がございます。あの辺の背に向けて、ちょうどグランドホテルの背と住民の住宅の背が山になっているわけです。ここが急傾斜地の指定がされております。これも3段階に分かれてるんですが、緊急度によってレベルが3つあります、県のがね。これが下田市のここ場合は、土砂災害特別警戒区域というレベルがちょっと2段階目の指定がなされております。場所は、ちょうど

赤い橋が上にありますが、それから降りた時点辺りがそうです。ちょうどそこから崖になっておりますので、その横を避難路と称する全く草も刈っておりませんが、ほとんど通れませんが、一応避難路であったというレベルで話が時々出てまいります。そういったものを背負っているという部分のごく10メートル、20メートル近くあるという非常にリスクがあると思います。

これは、グランドホテルが営業中の場合ではないんですよ。これ、指定されたのは、県の指定が平成の24年度ですから、8年前ですからグランドホテルが閉館後の指定になったわけですね。ですからその辺の加味がなされてないということがあるんだろうと思います。

それから反対、逆に道路側、トンネル側、あそこはほぼ90度の立ち上げになっております。9メートルから10メートル、現在の建築基準法、県条例等では、建造物はそのままで建ちません、当然のことですが。一般論で言いますと、あそこは90度じゃなくて30度ぐらいまでの安全ラインというのが基準が県のほうで示していますね。これはケース・バイ・ケースで多少違うと思いますけれども、そういったリスクを抱えたものが前と後ろあるということは、土地の評価としてどうだろうというのは非常に疑問です。いずれもホテルが閉館した後で発生している問題でございますから、しかし、そういう危惧をしながらも、土地の評価につきましてはなされていない。当初議案として出されたときには、弁護士費用、土地、不動産鑑定評価、実費等々の諸経費を含めて100万で議案が提出されたはずですが、しかし、とうとう不動産鑑定評価なされていませんでした。これは登記等は公務ですからいらないと思いますけれども、そっくり土地代という名目で支払われたものと思います。

よって、議案を提出した時点での100万の内容と支払われた内容の中身が違っていると、こういう疑義がございます。そういった問題というのは委員会のほうでは検討はなされなかったんでしょうか、再度お尋ねします。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○産業厚生委員長（江田邦明君） 進士議員から質問のあった3点についてお答えさせていただきます。

まず、1点の飛散防止の囲いの金額について、こちらについて金額が高い、また安いといった議論はございました。なお、今後のプロセスについても委員のほうからは、安全対策に努めてほしいというような要望はありましたが、具体的な工事内容等については、意見がございませんでした。

次に、急傾斜地等を鑑みた避難所としての機能という御質問でございます。

こちらについては、委員会の中で質疑、また当局からの説明はなかったところでございます。

3点目の土地の評価についてということで、こちらもすいません、あくまで囲い柵の金額の予算での質疑はございましたが、土地の評価についての質疑等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君、3回目です。

○9番（進士濱美君） 分かりました。

3回目で、最後に切り上げますけれども、私が申し上げているのは、土地の妥当な契約に該しないという不安はございます。そうした土地の評価というのは、やはり公共用地ですから、きちっとした鑑定書をつけていただければよかったなという思いは今でもしております。

気がつかずにその前後に、土地形状的なリスクを抱えている部分だということです。これは改めて申し上げておきます。

それから、安全対策で申しますと、即、全国ニュースになるんですけれども、いわゆる廃墟ビルが2,000内外あると言われております。これについてはどこも問題になっておるんですけれども、入ろうと思えば相当入り込むんですよね、入り込みます。もうこれを完璧に100%防ぐのは無理だと思います。それゆえに、何か起きたときの最終的な判断というのは、いわゆる所有者及び管理責任者として、あるいは土地の所有者、これは安全管理責任というものは発生するんだろうと思いますよ、普通はね。

それに対して、例えば民間で入りますと、畑や原野があると看板1つ立てて、私有地につき立入禁止、これで法的には抗弁ができるということなんです、法的にはね。ですから、行政側としてもこの520万で一応立ち入らないでくださいと、520万もかけて2メートルで不完全ではあるけれども、私ども努力して安全確認をしたと、こういう抗弁はできるんですよ、これだけで、裁判的にはね。ぎりぎりのところではできると思いますが、ただそういった問題ではなくて、やはりこれを解体して利活用していくと億単位、相当な金額が想定されますので、十分に背伸びをしない計画をして、ぜひ担当課も含めてやっていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○産業厚生委員長（江田邦明君） 契約等土地の評価については、今後、所管課の財務課、また公共用地取得特別会計のほうでしっかりと議会としてもチェックしていければよいのかなと考えます。すいません、私の感想です。

1点、すいません、管理ということで、現地視察の中で、現在出入り口の門に旧所有会社であった不動産会社名と電話番号の記載がございましたので、委員の指摘としてその看板を取り外して、下田市の管理といったような表記をするような現地での意見がございましたので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 大きく2点ほどお伺いいたします。

まず、公共交通機関の維持という部分なんですけれども、予算書で言えば70、71ページの0241事業あたりになります。自主運行バス、あるいは継続困難バスという部分で、先日、市内無料化ということで、バス無料化というイベントをやっていただきましたけど、とてもいいものだなというふうに私感じました。やっぱり使ってみて改めて、時間さえ合えば便利じゃないかというところを分かっていた方もいるのかなというふうに思うんですけど、その利用者を増やしていただく、路線バスもそうですし、自主運行バスはなおさらですが、そういった部分についてどのような考えで臨むのかということをお聞かせ願いたいです。

それから、関連ですけれども、順天堂病院の大学病院の直通バスです、これの赤字分の補填をしているかと思えます、ページで言うと126、127の2000番の事業になりますけれども、これはコロナの前には、どうにも年々利用者が減ってく、減ると補助が増えるということで、見直しを利用者のアンケートなどを取りながら、見直しも検討するのだということ言っていたんですね。見直しというのは、時間とか、路線です。ですけど、そこでコロナに入ってしまったって、余りバスの利用者が減ったりとか、いろいろ忙しかったのでしょ、そこで一度その協議が止まっていると思うんですけども、それについて、要するに検討の必要性はあったわけですので、それについて何か協議がございましたでしょうか、それが関連です。

もう一つは、ワーケーションについて、予算書で言えば156、157の4052、あるいは4060事業のあたりなんですけれども、各種補助金などを活用した中で、市内にワーケーションの施設は結構あっちにもこっちにもできたのかなというふうに感じております。

人も私はLACしか見たことないですけども、ほかの施設もどれだけ来ているのかちょ

っと分からないんですが、少なくともLACにはいつもいつも人がいるなというふうに感じております。そのハードの施設が今度整ったところで、つながる下田というところで本来の補助金のその目的の部分になっていくのかなと。つまりソフトの部分で、訪れた人たちとどうやってつながっていくのか、どうやって交流人口になっていくのかというところがこれからの本当の目的になっていくのかなと思うんですけれども、それについてはどのような取組をされるということでしょうか。

具体的に言えば、この4060のワーケーションモニターツアーとか、下田産業人材ネット構築業務委託とかワーケーションフェスとかということになると思うんですけれども、それらはその一つ一つの取組の中だと思うんですが、考え方として、どうやってつながっていくかというところで、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○産業厚生委員長（江田邦明君） 中村議員からの質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、公共交通推進事業の関係の質問でございます。

こちらにつきましては、大きく2点について質問が委員の中からございました。

1点目が、自主運行バス並びに継続困難バスの補助金額の計上が少し増えておりましたので、何か事業者等で改善があるのかという質問でございました。当局からの回答といたしましては、本数が増えたという理由ではなく、バス運行のための経費が増えたための増額ということで、現行の路線であったり、ダイヤについては通学時間帯等の運行の必要性ということもあり、こちらの2つの路線、田牛路線、自主運行バス、また大賀茂、須崎線の継続困難バスについては、令和4年と同じような運行形態ということで説明がございました。

もう一点、同じく下田市が路線バスがなくなってしまったため、独自運行しておりますいなみん号、こちらについても予算の増額がございましたので、質問がございましたが、こちらについても、令和5年度と同じ運行形態ということで、やはり燃料費の高騰による予算増額という説明がございました。

その後の委員からの特段の意見というものはございませんでした。

次に、ワーケーションの関係でございます。

今回、具体的なソフト面というところで議員から御質問がございました。

ワーケーションモニターツアー、また下田産業人材ネット構築、そしてワーケーションフ

ェス i n 下田運営、この3つについて、委員の中からの質問がございました。

まず、モニターツアーについてでございます。

こちらは、先ほど議員からのお話がありましたLACさんと個人利用客は増えたものの、企業の利用がまだ少ないということで、当局としては課題としているというものでございました。企業利用については、地域課題解決であったり、会社のCSRの取組が主だということで、こういったものを鑑みながら、この首都圏の企業向けのモニターツアーを想定しているという説明がございました。

次に2つ目の下田産業人材ネット構築、こちらにつきましても質問もやはりありまして、当局からの説明としては、外部企業とのマッチングを行っていききたいということで、想定としましては、市内で事業や企業を行っている若い方たちを対象に、この外部とのつながりを持っていききたい。そして委託先については、やはり業務上、市内経済団体を想定しているといった説明がございました。

3つ目のワーケーションフェス i n 下田につきましては、総務省が毎年11月をワーケーション月間としているということで、やはり下田市としてもワーケーションの先進地ということで、この期間の事業に対する運営委託という説明がございました。

説明を受けた後の委員からの意見というものは多くございませんでした。

3点目の127ページ、保健衛生総務事務におけます順天堂大学医学部附属静岡病院通院等直通バス運行事業につきましては、大変申し訳ございません、委員会の中での質疑等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生委員長は自席へお戻りください。

沢登英信君、登壇願います。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○議長（滝内久生君） 次に、議第17号に対する少数意見者の報告に対し、質疑を許します。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、議第17号についての少数意見者に対する質疑を終わります。

少数意見者は自席へお戻りください。

質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。11時20分まで休憩します。

午前11時5分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

次に、総務文教委員長、中村 敦君の報告を求めます。

2番 中村 敦君。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称

- 1) 議第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2) 議第12号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3) 議第13号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 4) 議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5) 議第15号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6) 議第17号 令和5年度下田市一般会計予算〈本委員会付託事項〉
- 7) 議第18号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計予算
- 8) 議第20号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計予算
- 9) 議第21号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）

- 10) 議第22号 令和5年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）
- 11) 議第23号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）
- 12) 議第25号 令和5年度下田市水道事業会計予算（人件費）
- 13) 議第26号 令和5年度下田市下水道事業会計予算（人件費）

## 2. 審査の経過

3月10日、13日、14日の3日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より芹澤福祉事務所長、糸賀学校教育課長、須田総務課長、鈴木企画課長、日吉財務課長、佐藤税務課長、佐々木防災安全課長、永井議会事務局長、平川生涯学習課長、鈴木会計管理者兼出納室長、白井監査委員事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由。

- 1) 議第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な条例改正であると認めた。

- 2) 議第12号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「決定」賛成多数により原案可決。

「理由」やむを得ない条例改正であると認めた。

- 3) 議第13号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な条例改正であると認めた。

- 4) 議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な条例改正であると認めた。



5) 議第15号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な条例改正であると認めた。

6) 議第17号 令和5年度下田市一般会計予算〈本委員会付託事項〉

「決定」賛成多数により原案可決。

「理由」やむを得ない予算であると認めた。

7) 議第18号 令和5年度下田市稲財産区特別会計予算

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

8) 議第20号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計予算

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

9) 議第21号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

10) 議第22号 令和5年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

11) 議第23号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

12) 議第25号 令和5年度下田市水道事業会計予算（人件費）

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

13) 議第26号 令和5年度下田市下水道事業会計予算（人件費）

「決定」全会一致で原案可決。

「理由」必要な予算であると認めた。

以上、報告とします。

○議長（滝内久生君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 議第12号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお尋ねをいたします。

説明資料の10ページにございますが、これは下田市総合福祉会館の老人デイサービスを利用する方々の食事の提供について、給食を利用する者500円という規定を実費相当額と改正をするものであります。

当局の説明は、500円を560円、60円上げて、さらにおやつ代70円を加えて630円相当のものが現在の相当額であるという説明をされておりますが、そうしますと、相当額というのは、いつ誰がどう決めて、このサービスを受ける人たちに伝えるのかと、この給食サービスを提供するという事は、料理屋さん行きますと特別な料理を注文しますと、実費相当額等ということとは記載がされてありますが、これは多くのデイサービスを利用する市民に提供する給食の費用を定めているわけでありまして。したがって、金額で明記するのが私は妥当だと思うわけですが、どういう訳で実費相当額と、これは平成18年以前は350円だったものを500円に値上げをせざるを得なくてしたと、こういう形で、議会のチェックを受けるということが職員の姿勢の中にでも、この条例が金額を明記するという姿勢が出ているわけです。これが実費相当額では、まさに幾らか分かんないと、しかし幾らでもこれだけですと、議会の議決を経ずして金額をくださいということができるといふ、こういう無謀な改正をしていると。提案をする職員もまさにそういう意味では、この条例の趣旨を理解していない、腐敗した考え方に立っていると言わざるを得ないと、議会のチェックをきっちり受けて、そしてサービスを受ける人たちの権利をきっちり守っていかうと、こういう姿勢がある限り、金額を明示するというのは、私は妥当だと思うわけです。従来もそのようにしてきたと。それがなぜ実費相当額ということで、総務文教委員会の皆さんは、妥当だという判断をしたのか。そこでどういう議論がされたのか、まずお尋ねをしたいと思います。

続けて、次の項目もやっていいんでしょうか。

議第17号の令和5年度の下田市一般会計予算についてでございますが、予算書の75ページ、新庁舎建築推進事業、この中の特に新庁舎に関わります旧校舎の活用7億円、あるいはさきの臨時会で技術棟等々の解体等を決めたわけでございますが、当局は、体育館は解体をするんだと。なぜならば、稲生沢の旧中学校の校舎を利用するということになると、入り口がなかなか確保できないと、8メートル以上の入り口が確保できない。したがって、体育館を解

体するんだと、こういう提案をしてきて、多くの議員の皆さん、中村議員を含めて、それが妥当だという結論を当委員会は出したのではないかと。それが今回、体育館を使う、あるいは入り口は、どこから入るのか、8メートル確保できているのか。国道からのアクセスといいますか、導入はちゃんと確保できているのか。そういうことが議論がされているのか。

当局が言ってきた下田市新庁舎の基本計画の改訂版とも違うことを当局は言ってきてるわけです。そのような曖昧な計画で全体計画が示されていないという状況の中で、総務文教委員会はどのような議論をしてきたのかと、お尋ねをしたいと思うわけであります。

1つは入り口の問題であります。1つは、たしか5億8,000万と言ってきたこの予算が7億の予算になっていると、物価高騰だからということではありますが、改訂版では、18億から22億で進めるんだと、こういう改訂版の金額となっておりますが、その範囲内で入札して落札できるのかと。かつて庁舎の建設は、入札して落札できなかったと、こういう事態に立ち至ってはいようかと思いますが、5億8,000万が7億になる根拠というのは何かと、しかもそれらは、校舎の改築棟に関するものでして、新築棟、あるいは体育館を利用するという計画とどうつながるのかと、全体計画が示されていない中で7億円だけをどうして総務文教委員会の皆さんは妥当という結論が出せるのかと、そのことを質問したいと思うわけであります。

さらに、これらの内容は、延べ床面積をどれだけのものに想定するかという根本に関わる提案をSUEPさんは出してきているわけです。たしか5,900平米からの床面積が必要だと言ってきましたところが、体育館を使う、あるいは、議会や市長室等の再移転はしないと、議会は500平米の4階だと、2階の市長室は120平米だったんですか、というようなことは確定するとこういうことになりますと、当初予定した5,900平米等々は当然要らなくなると、SUEPは新築棟2,000平米とたしか表記されて、2億円からの体育館を使うことによって軽減ができるんだと、こういうことですが、その根本にわたる延べ床面積をどれだけのものを作ったらいいのかということに関わってくると思うわけです。それらの議論がどうされてきたのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

そんな議論もしないで可決したとすれば、総務文教委員長長の責任を問いたいと思うところであります。

以上です。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） まず、議第12号の部分から回答します。

デイサービス利用者の給食を500円から実費相当額という記述に改める、そして当面のところ実際幾らになるのかというところと630円であるという部分なんですけれども、まず、このお弁当事業者さんは、普通のただ毎日日替わり弁当を出してくるんじゃないで、そしゃくできる人、できない人、あるいは、うんと柔らかくないと食べられない人とか、あるいは好き嫌いとか、すごく細かくそういうことを対応してくださる事業者さんだと聞いております。

その中で、この500円という価格が、今、適正でなくなったというところで、少し上げたいんだという要請があるわけなんですけれども、そこで、まちと協議しまして、今回この金額になるんですが、まずこれを誰が決めるのかという部分では、つまり事業者さんと市のほうで、その都度決めていくことになると思います。そして利用者にとどのように伝えるかと言いますと、介護認定を受けた時点でケアマネジャーと利用者さんと家族と話し合いをするんですね。そしてどういうプランで介護をしていくかという、そのプランを組むわけなんですけれども、そのときに重要事項説明書というものがございまして、それを不動産なんかのあれと同じでしっかり全部説明しなければいけませんよということになっておりまして、その中で、その他の費用という部分で、例えば、おむつ代1枚100円、パッドは1枚30円、あるいは食費はこれまでで言えば昼食代460円とおやつ40円で計500円と、あるいはその他の費用についても細かく記載がありまして、そしてそれを見せながら説明しながら、利用者さんと家族の同意を得ながら、介護サービスを受けることとなりますので、まず現場での混乱はないのであろうというふうに認識します。

そして、じゃあ今まで金額を明記していた部分がなくなると、実費という記載になることについては、紙おむつやパッドが今までもそうであったんですけれども、例えば10円上がったとしても、条例上では実費、そして利用者さんにはしっかりその都度説明がされるというところで対応されてきたんですが、この議会云々よりも一番議論されたのは利用者本位ということですね。利用者の意向がどこにあるのかというところについて議論されたかと思いません。

利用者さんはこの昼食をととても楽しみにしているということで、だからこそ、いつもただ安ければいいということで、そこに固執して、例えば質を落としてでも値段をキープするとか、そういうことは好ましくない。若干高くなっても、おいしいもの、喜んでもらえるものを提供するということが大事であるということで、そして、これからこの630円というのが下がるかもしれないし上がるかもしれないんですけれども、例えば卵が今350円とか高くなっていますけれども、そういうふうに日々変わりますし、それこそ為替相場は日々変わります。

すので、もしかしたら安くなるかもしれないですけども、そのときも柔軟に対応できるのだという解釈をしております。

ということで、この条例改正は妥当なものであろうというふうに総務文教委員会としては、結論いたしました。

次に、庁舎関係でございますけれども、体育館を残すか残さないかということについては、まだ結論をいただいております。私たち総務文教委員会としてもいただいております。ただ、壊さなかったときには、じゃあ入り口はどこからになるのかということの質問かと思いますが、今検討されているのは、体育館と校舎が残ったところの入り口と、それから校舎の南側にもう一つ車用の入り口を作って、入り口を2つにするのだという構想を持っているということでした。

それがいつ決まるのかということになりますと、4月中、この来月中には、まず体育館を使うか使わないかの部分については決定します、発表しますというふうに言いました。それがないと結局設計事業者SUEPさんのほうもどう設計していいのか分からないですから、もう4月中にはそれを発表するんだと。そして、7月中には基本計画の部分、新築棟の基本計画の部分を示せるでしょうというスケジュールをいただきました。

その中で、確かに本来であれば、基本計画と一緒に予算というのが出てくればよいわけですけども、この段階で予算を通していいのかということですけども、致し方なしという解釈になっております。

というのは、結局5.8億から7億に上がることに對して意見があろうかと思えます。じゃあこれ5.8億から4億になるのであれば、どうぞどうぞと、もし通った予算であればですよ、お金の心配をするなら、一番心配しなきゃいけないのは、緊防債の期限なんです。緊防債というのが期限が限られている以上、そこを超えたときには、この今1.2億円活用棟の工事費が上がりましたけれども、この1.2億どころでは済まなくなる。つまりお尻が決まっている事業に対して致し方ないだろうという部分での解釈になろうかと思えます。

そしてじゃあ今5.8億から7億になぜ上がったのかといたら、それは市場価格の高騰にほかならないという部分で、本来、鋼材を使うともっともっと上がるらしいんですが、躯体には今回手を入れないということで、このぐらいで済んでいるのだというふうに説明され、納得したところです。

これ7億ですけども、もしかしたら、また為替相場の影響によっては上がるかもしれないし、もしかしたら下がるかもしれないと。何しろやりながらベストを追求するのだという

ふうには総務文教委員会としては事業を後押しするものです。

延べ床面積については、その体育館を使う、使わないによって大きく変わってきますので、今は方針が決まるところを待っているところです。

しかし、今回もまた旧校舎を現地視察いたしましたけれども、議場は旧校舎に残すでいいだろうと。そして当初、執行部というんですか、市長、市長室、秘書室、副市長室、そういったところも新築棟にというのがありましたけれども、その部分も旧校舎に残しておいたらいいんじゃないかという議論がございまして、それについては当局も検討中であるということで、それによってさらに大きく新築棟の床面積は減るだろうというふうに考えております。

とりあえず以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 議第12号についてお尋ねをいたします。

あたかも給食といいますか、お弁当を作る業者さんと、この管理者、社会福祉協議会の方々の協議で決まるような御答弁でございましたけれども、条例というものはそういうものじゃないでしょ、これは。

総合会館の管理及び条例で、下田市がそれは指定管理で委託をしているかもしれませんが運営をしてるんですよ。したがって条例で決めているんです。業者が物価が上がったから云々というのは、このサービスを受ける方とこの業者との関係ではないんです。それはこれを運営している下田市と業者との関係でしょう。全く議論がかみ合っていないじゃないですか。条例というものはどういうものかということさえ理解をしていない議論をしているのかなと思いますけれども、どなたとどなたが話し合って、実費相当額というのは、いつ誰がどのように決めるのか、再度お尋ねします。

議員であれば条例がどういうものかというようなことさえ、理解をしていないのかと思うわけですね。

しかもサービスを受けているお年寄りの方がもっとおいしいものを食べたいから上げてもいいんだよとこう言ってるんだと。どこの誰の老人がそんなことを言ってるんですか。誰がどういう形で調べて、そのお年寄りの発言が妥当という判断をしたのかと。しからば630円になって、500円のとくと食事の内容が具体的にどこがどういう具合に変わってくるんですか。余りにも条例という内容を理解をしていない。

そのほかのおむつ等が実費相当だから実費相当でいいんですよと、まさに職員や議会の墮落ですよ、僕に言わせれば。職員もこういう条例を出してくるということの条例の持ってい

る意味を理解していない、その説明の下に、議会もその条例の内容を審議をして、サービスを受ける人たちの権利をきっちりと守ろうという姿勢が、逆に言えばこの実費相当額のどこに含まれているのか、再度お尋ねしたいと。

それから、庁舎について言えば、入り口も決まっていない、総額の面積も決まっていない、新築棟の面積も決まっていない、体育館を使うか使わないかも決まっていない、そういう中でどうして7億の予算だけがどんどん通過していいということになるんですか。

事業計画の下に予算は上程されてくるわけです。予算が先にあって、後から計画がついてくるんじゃないんです。逆さまなこの予算でいいという判断をどうして総務委員会の皆さんはできるのか、再度お尋ねしたいと思います。

決まっているところがあれば、こういうところがこういう具合に決まっていますよと、7億円という予算しか決まってないんでしょうか、再度お尋ねします。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） まずサービスのお弁当ですけれども、当局はもちろんしっかり現場の利用者、そして現場の意向を調査し、把握した上で。

○13番（沢登英信君） どういう調査をしたの、議会に報告されてない、そんな調査。

○総務文教委員長（中村 敦君） どういう調査をしたかは、具体的には資料をいただくことはしませんでした。調査した上で、利用者の意向に沿う、決して逆らうものでなく、沿う形であるということですので、それで納得したところでございます。

庁舎については、先ほどの繰り返しになります。確かに、順序が逆かもしれませんけれども、何しろ緊防債というお尻がある以上、やりながらベストを目指すんだと。契約の変更も可能であるというふうに伺っておりますので、そのように解釈しています。

そして、何が決定しているのかといえば、現地視察のときに示された活用棟の平面図、1階から4階までの、それでエレベーターの位置も含め、ほぼほぼ決定であろうというふうに委員会としては認識したところです。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君、3回目です。

○13番（沢登英信君） 庁舎について言えば、中村委員長は、緊防債の期限があるからだと、21年までに建て替えると、2011年の3月11日の大震災があって、ここではだめだと、7メートルからの津波が来るよと。それで、敷根公園、あるいは敷根民有地、そして河内と場所が

変遷してきたわけですが、場所が。それらの根拠になって事業を進める理由というのは何であったのかと、緊防債ですよ。緊防債の期限が切れると、その以内にしなければならないからと、そしてこの期間、幾らの無駄遣いをしてきたのかと、質問に対して当局は3億5,000万からの費用を無駄とは言っていないけれども、使い道のない、それらは経験で蓄積されるものになっているんですよというような言い方をしていますが、実態的には3億5,000万もの大金がこの庁舎建設に投入されて、実態的に有効に使われないような事態になっているわけです。

その根拠が十分に議論をして計画を練らずに、緊防債の期限内でやらなければならないと、この1点で誤りを繰り返してきたと私は見ているんです。

しかもこの緊防債の期限は、次々に延長されてきているというのが実態です。総務文教委員会の皆さんは、緊防債の期限が切れるからと、これが延長されないという保証がどこにあるのかと、そういう調査をして、発言をされているのでしょうか、再度お尋ねをしたいと思いますし、まさに総務文教委員会でなされてきました、この17号及び12号の審議については、全く議会としての責任を果たす内容になっていないと私は思いますが、再度、お尋ねをしたいと思います。

これで何が保証され、このサービスを受ける人たちの権限が実費によってどう補償されるのか。

そして、このような形、内容、事業計画が定まらないにもかかわらず、緊防債の期限が切れるからといって7億の予算を認め、事業を執行するというようなことが、今までの経過を見ましても結局無駄金という形になって事業が完成をしないと、こういう経過を踏んでいるという具合に私は思いますが、再びそうならない保障というのがどこにあるのかと、お尋ねして終わりたいと思います。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） デイサービスについては、何が保障されるのかといえば、1日も途切れることなく、おいしい昼食が利用者に提供できるということかと思います。例えば、5円、10円上がるたびに議会を招集しないと上げられないとなれば、その間の昼食の質を下げざるを得ないのかなという部分で、やはりスピーディーな、利用者本位の対応というものを考えたときに、この条例改正は好ましいものであろうというふうな判断になります。

緊防債については、緊防債に振り回されてきたではないかという意見、そうかもしれませ



ん。今回、緊防債が実際にまた延長されるのではないかという議論はございませんでしたが、過去に聞いたところによると、今度こそ延長はないのではないかというふうなところは念頭にありながら審査をいたしました。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） 議第12号、この中で、委員会の中で出た意見は、実費相当額というふうな内容でしたけれども、これに対する議論は、630円と明記するべきではないでしょうかという意見が出ております。

先ほど沢登議員のほうから、責任が果たされていないというようなことを言われちゃうと、ちょっと私も心外ですので、委員会の中でそういう議論がされているということを僕は報告してほしかったと。

それからもう一つ、庁舎建設についての議論については、これはいろいろな出入り口の件にしても、あるいは体育館を使用するとか、そういう話についての議論も事実ございました。その説明がなかった。

だから、沢登さんの説明に対する回答がちょっと足りなかった部分があるので、補足をさせていただきました。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 事業そのものの執行に対する当局に問うような質問ではなく、委員会での議論の経過ということで、ただいまの矢田部議員のほうからございましたが、議第12号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第17号 令和5年度下田市一般会計予算〈本委員会付託事項〉、こちらにつきましては、賛成多数により原案可決ということで、少数の意見であったり、発言としてどのような内容があったか、今、矢田部議員がおっしゃったもの以外にございましたら、報告をお願いしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） そうですね、矢田部議員に補足していただきました。確か

に630円と明記すべきじゃないのかという強い主張もある中で、しっかり議論させていただきました。

庁舎に関しては、ほかには、避難経路についての議論がございました。避難経路という部分では、今回の基本設計の中に含まれないんですけれども、備品のほうでは、しっかり考えていきたいということです。

そして、最悪、浸水したとき、かさが増したときに屋上に上がれるのかという議論もございましたけれども、基本的には一般市民は屋上には上がれない、高架水槽などのメンテナンスのためのみに利用されるという議論でした。しかし、いざ災害時には、住民パニックになるであろうという中では、しっかりとそういうことも想定すべきであるという意見がございました。

それから、国保の運営委員、運営委員長というんですか、運営協議会の長と監査委員の兼任については、やはり再度質問が飛びまして、法的には、一応問題はないけれども、違和感という1点について、やはり繰り返し指摘がございました。では、その違和感をどう解消するのかというところには、今回は結論には至っておりません。指摘にとどまっております。

○議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 確認になります。

議第12号については、金額の表記ということが賛成・反対の主な議論内容、議第17号については、新庁舎等建設推進事業、この事業が議論の争点になったということによろしいか、確認をさせていただきます。

○議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） 反対・賛成は別にして、それは様々な課の様々な事業に対して、もちろん議論はございました。ただ、反対・賛成で言えば、庁舎の部分ということになります。

○議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君、3回目です。

○1番（江田邦明君） それでは最後、賛成・反対の討論は、それぞれ議第12号と17号あったか、なかったかについて確認し、もし反対討論があったのであれば、どういった内容かだけ確認させていただければと思います。

○議長（滝内久生君） 暫時休憩いたします。0時5分まで休憩します。

午後0時5分休憩

---

午後0時6分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長の報告をお願いします。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） 採決における反対意見、まず議第12号、総合福祉会館の部分ですけれども、それにはやはり実費相当額というのは不明瞭であるので、反対します。何回臨時会を開いても金額を明示すべきであると、その都度、条例を変更すればいいのだという意見が反対意見としてございました。

逆に賛成討論としては、他のデイサービス、民間のデイサービス事業者は、実際にもっと高い状況にあるし、あるいは毎回議会を招集するのは、やはり結局のところ、利用者の不利益につながるという部分で、臨機応変の対応を現場でしたほうがいだろうという意見です。

それから、庁舎の部分に対して、反対意見やはりございました。

全体像が見えない中で、しかし、資材の高騰というのは以前から分かっていたことであろうという中で、これからどれだけ増えるか分からないじゃないかということで、つまりはっきりと設計図を作った上でそれに基づいて予算を提示してくるべきだという御意見です。

そして、旧校舎の活用はするにしても、先ほど私、スケジュール感は示しましたけれども、全体像が見えてきた中で、そこで予算を組むべきであって、今この予算には反対するものだという意見がございました。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

ここで休憩したいと思います。午後1時10分まで休憩します。

午後0時10分休憩

---

午後1時10分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第17号 令和5年度下田市一般会計予算に対して、沢登英信君及び佐々木清和君

から、お手元に配付しました修正案が提出されました。提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） それでは、修正案の提案をさせていただきたいと思います。

令和5年3月17日。下田市議会議長、滝内久生様。

発議者、下田市議会議員、沢登英信、発議者、下田市議会議員、佐々木清和。

議第17号 令和5年度下田市一般会計予算に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

まず、はぐっていただきまして、議第17号 令和5年度下田市一般会計予算に対する修正案。

議第17号 令和5年度下田市一般会計予算の一部を次とおり修正する。

第1条中「118億5,000万円」を「111億5,000万円」に改める。

これは、新庁舎の旧校舎を活用しました工事費7億円を削減をするという内容になっているものでございます。

歳出につきましては、総務費、総務管理費、これを7億円削減をいたしまして、19億3,259万4,000円を12億3,259万4,000円、7億円減額をするものでございます。したがって、総務費も25億5,651万6,000円から18億5,651万6,000円に訂正をさせていただくものでございます。

なお、衛生費につきましては、後ほど説明をいたしますが、広域ごみ処理の下田市の負担金2,207万2,000円を削減をすると、こういうものでございます。6億1,860万9,000円が、5億9,653万7,000円に訂正をするものでございます。

それにしたがって、11億8,930万1,000円を11億6,722万9,000円に訂正をいたします。この2,207万2,000円は、予備費のほうに充当いたしますので、予備費が7,000万から9,207万2,000円に増額をするものでございます。

歳出合計は、先ほど申しましたように、7億円減額し、118億5,000万円から111億5,000万円とするものでございます。

この措置にしがいて、2ページの地方債の一部、新庁舎の建設に関わる事業費を7億円削減をしますので、9,970万となるものでございます。総合計もそれに合わせまして、14億8,390万から7億削りまして、7億8,390万とするものでございます。

令和5年度3月下田市定例会の第17号の修正案の説明資料のほうをお手元にお開きをいただきたいと思います。

まず1ページを開いてください。

先ほど説明いたしましたように、市債を新庁舎の旧校舎の活用棟の事業費7億円を削減する内容となるものでございます。

それにしがいまして、比較表も変わってくるということになりまして、構成百分率2ページの件でございますが、予算書の13ページにつきましては、その百分率のように率が変わってまいるわけでございます。

次の3ページをお開きをいただきたいと思います。

3ページ、4ページにつきましては、歳出の項目でございます。

総務費が7億円、先ほどのように削減をいたします。衛生費は、広域ごみ処理の負担金2,207万2,000円を削減をしますので、そこに記載されたような数字となってまいります。総合計は7億円を削減いたしますので、118億5,000万円から111億5,000万円となるものでございます。

あとは、特定財源及び百分率の構成率がそのように変わってまいります。

次に、5ページ、6ページをお開きをいただきたいと思います。

先ほど来、説明してまいりました細部の内容がこの5ページ、6ページ、予算書の50ページ、51ページの記載がそこに書いてあるようになるわけでありまして。

総務費の8億1,360万円が7億円削減をいたしますので1億1,360万円、明細のほうでまいりますと新庁舎建設事業7億9,970万円が9,970万円に訂正をするものでございます。

次に、7ページ、8ページをお開きをいただきたいと思います。

当初予算書の56ページ、74ページ、76ページに関する内容となるわけでございますが、8ページの右側を見ていただきますと、14節の工事請負費7億3,000万円が7億円を削りますので3,000万円となるものでございます。

次に、下段の8ページを見ていただきたいと思いますが、明細は、9ページ、10ページのほうに記載がされてまいっております。

18節の負担金補助及び交付金、これを2406事業の南伊豆地域清掃組合負担事務、南伊豆地域清掃施設組合負担金を2,207万2,000円を全額削除をするということでございます。

そして削除したものを予備費のほうに積み増しをするという内容となっているものでございます。

さて、このような予算修正をする7億円の新庁舎建設事業の削除につきましては、先ほど来、議論をしましてまいりましたように全体計画が設定がされていない中で、校舎の活用整備ということで7億円の増額を、しかも5億8,000万円で予定されておりましたものが7億円の増額をすると、こういう提案となっているわけであります。

入り口も定かではない、全体の延べ面積も定かではない、体育館を使うのか使わないのか、そして新築棟はどのようなものをどのようにするのも明らかにされていない、こういう中で、技術棟ほか、照明、器具や小屋を含めた解体を3,000万円、さらに7億円で、この旧校舎の活用棟の工事をするんだと。7億円でとどまるかも分からない、こういう経済状態でございます。

切り端ごとにやっていけば、ますます費用は増大をしていき、新庁舎の建設はなし得ない、こういうことにならざるを得ないと思うわけであります。いま一度きっちり立ち止まって、全体計画をどうするのか、池田建設の設計図とSUEPの設計図をきっちりと合わせ、安価で使いやすい、そして安全な庁舎が建設できるかどうか、もう一度立ち止まってきっちりと当局自身も検討をすべきであると思えます。

そういう観点から考えますと、この7億円は削除をしていただいて、検討をし直した時点で議会に説明をし、市民に納得できる説明ができるような体制を取って、予算措置をするということが必要であります。

なお、2,207万2,000円のこの広域ごみ処理の組合への下田市の負担金分は、全体的には、2,200万の事業ではございません。御案内のように、5,400万でしたか、事業計画となっているものであります。

場所も確定をしていない、環境影響調査の結果、場所は確定をするんだ、こういう形になっているわけであります。

しかも、159ページ、8,250万であります、この建設費の負担金がこの中に含まれているわけでありますが、具体的工事が始まっていないのにどういうわけで建設費の負担金を出すのかということになりますと、DBOと言われるような、まさに業者がデザインをし、プランをし、施工し、しかもでき上がったものを業者が管理をすると、全て業者に任せってしまうという内容になっているわけであります。市職員及び市当局のチェックどころか、全て丸投げで事業を進めていくんだと、しかもその職員は、たしか3人という提案で、下田市が1人、南伊豆町1人、西伊豆町1人、松崎町はゼロで、この3町で2名をぐるぐる回していくんだとこういうこととございます。この3名の職員が何をどのような仕事をするのかも不明

確のままでございます。

こんな形で、100億からの事業を展開をしようと、しかも、この地域のごみ処理の仕組みを議論をして決めたわけではなく、日本環境影響センターが1市3町でそれぞれ新しい炉を造るよりも、下田市に1炉を造ったほうが100億で済む、4町で造ればそれぞれ200億もかかるんだと、こんなばかな議論を展開をしているわけであります。

1市3町にはそれぞれ炉がございますので、それを修理して使うということは全く検討もしていない。修理して使えば、100億からの炉につきましては83億かかると言っているわけであります。修理すれば、この東河の延命化の費用から考えましても、1市3町の炉をそれぞれ修理していっても24億で済むわけであります。このような検討を全くしないで、1市3町の炉を造ることがいいんだと、とんでもない方向を目指そうとしているのではないのでしょうか。

確かに、議会の中で、議員の数では多数かもしれませんが、2,300名を超える方々の署名が集まり、その家族や広がりを考えますと、多くの市民、1市3町の住民の方々もこの広域ごみ処理の在り方に大きな疑問を呈していると言わざるを得ないと思うわけであります。

この予算も、もう一度立ち止まって、きっちりと市民のための資源化政策、ごみの減量化政策、作成をしていく必要があるのではないかと思います。

焼却炉ありきの1市3町の100億円の焼却炉ありきのこの計画もいま一度ここで立ち止まって、きっちりと調査点検をしていくことが総務文教委員会のまとめの結論でもありますし、議会の皆さんの御賛同をいただきたいと思うものでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） まず、修正案の考え方についてお尋ねしたいと思います。

御提出いただきました修正案、説明資料に基づき質問させていただきたいと思います。

まず、8ページの新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）7億円の削減でございます。

こちらの事業については事業行動にもあるとおり、0225新庁舎等建設推進事業と一連の事業と私は考えておりますが、なぜこの7億円のみを削除したのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

同じく、南伊豆地域清掃施設組合負担金2,207万2,000円、こちらについても大きな枠組み

で言えば、この説明資料8ページにございます、2405広域ごみ処理施設整備事業、こちらと大きな関係があると思われま。

修正案提出者の沢登議員からは、一度事業を立ち止まってというような発言がございましたが、なぜこの一部事務組合に関係する南伊豆地域清掃施設組合負担金2,207万2,000円のみを削除したのか、考え方を教えていただきたいと思ひます。

もう一点が、7ページをお願いいたします。

この2406事業の財源を全て一般財源から削除し、予備費に計上されておりますが、私はこの財源の中に特定財源（その他）が含まれていると思ひますが、財源の整理について、沢登議員の考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） それでは、8ページの新庁舎建設推進事業でございますが、0225、この事業につきまして、主なる建設工事が7億円ということでございます。新庁舎の設計業務委託7,200万等々の委託料の確認等々がございすが、これは全体の設計に関わるもので、全体計画をどのようにしていくかということについては、一定の費用が当然必要になってこようかと思ひますので、その中のこの旧校舎の活用について7億円の工事が止まると、予算執行できない、5億8,000万、工事費そのものを削ってしまいますので、全体の計画を考え直していただくには、この7億円を削るだけでよかろうと、こういう判断でございます。

新庁舎の設計を今まで進めていることについて、全てをストップしなさいよという観点ではございませんで、今、稲生沢中学の旧校舎を使って進めていこうと、この方向については全体計画の中できっちり計画を作って進めていっていただいたらよかろうと、こういう判断ですので、それらのものが旧校舎の改築と全体の新築棟との関係、あるいは体育館をどう使うかということの関係がまだはっきりしていない、全体の計画が表現されていない、面積についてもそうですし、設計上はなおさら、それらのものが示されていない中で、建設工事費だけが先に進められるというのはいかかなもんかという観点から、工事費を7億円を削除することによって、当局に立ち止まってきっちり考え直していただくということが十分可能だと、こういう具合に考えるものでございす。

広域ごみ処理事業につきましても同様に、今年度分の負担金ということで、4月から一部事務組合を発足をしたいと、こういう当局の見解だろうと思ひますが、この負担金を削除することによって、今年度の5,400万からの事業計画、人件費や議員を10人を選んで、さらに



この議員にも歳費を払うというようなこの措置は、今本当に必要なのかということから、一部事務組合の下田市の負担金を削除をする提案をしているものでございます。

それから、それに伴いまして、この特定財源と一般財源の関係がどうなっているのかということですが、7ページに記載がされておりますように、一番下の欄の4款2項6目の一般財源の2,207万2,000円を削除して、予備費にこれを回すという形の予算措置となっているものでございます。

特定財源があるのではないのかという御指摘については、ちょっと自分もきっちり理解をしかねますので、再度、差し支えなければ、江田議員のほうから、説明をいただけるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 事業名で2回目の質問をしたいと思います。

0225新庁舎等建設推進事業ということで、全体を否定するものではなく、まず改修棟については立ち止まる必要があるのではないかという趣旨から7億円削ったという御説明いただきました。

そうであるならば、私が修正案を出すのであれば、同じく新庁舎整備工事監理業務委託（旧校舎活用棟）、本工事が無いのにこの監理業務が発生するのかというところに少し疑問を感じております。沢登委員から、その点について考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

次に、2405及び2406南伊豆地域広域ごみ処理事業全体ということで、今の御答弁ですと、一部事務組合の運営について必要がないというような発言であり、修正案となっておりますので、真意がそこでよいのかということを確認したいと思います。

特定財源の内訳ということで、予算説明書の47ページ、こちらの諸収入の10節一部事務組合事務取扱受入金というところで、南伊豆地域清掃施設組合事務取扱受入金1,922万9,000円ということで、本会議の説明の中では、下田市職員分2名の人件費を受け入れているというような当局からの説明がございましたので、私はこの1,922万9,000円がこの一部事務組合2406事業の特定財源にあるのではないかと考えておりますが、再度その点について考えをお聞かせください。

以上、3点です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

[13番 沢登英信君登壇]

○13番（沢登英信君） お答えいたします。

御指摘のとおり、気持ちとしては、新庁舎整備工事、既存解体、その債務の3,000万、7億円と3,000万円を削除、前回の議会で債務負担で決めて、今年度3,000万出てきたというこういう経緯の技術棟の解体についても削除すべきではないのかというのは、一点賛同する形の内容となっております。

しかし、この予算全体は7億円を削除することによって、全体のこの取組そのものがストップをすると、こういう具合に考えたもんですから、この債務負担の3,000万はそのままにしたと。しかしこれらの3,000万の工事を当局が実施できないだろうと、しないだろうと、こういう想定で7億円のみを削除といたしました。

それから、各町村の負担金を歳入のほうで47ページでもらっているのではないかと、それももらうべきものではないのではないかと、一部事務組合を結成をしないという、こういう観点に立っているのだからというのも、その点では御指摘のとおりではございますが、下田市の大きなこの2,207万2,000円の歳入がなければ、4,500万余の今年度の広域ごみ清掃組合の事業執行はできないと、こういう形になりますので、実質的にこの歳入も当局は歳入ができないと、歳入しても意味がないと、こういうことになるだろうということで、本来はそこまでやるべきでしょうけれども、説明がなかなか難しくなって、理解が進まないだろうと、主要なポイントを削除すれば、実態的にそこら辺は、この歳入が歳入できなくなると、こういう想定でポイントの下田市の負担金と7億円を削除するという提案を皆さんにしているところでございます。

内容的には、江田議員から御指摘があったような形態に実体的にはなっていくだろうという想定をしているところでございます。

○議長（滝内久生君） 江田議員、答弁漏れありますか。回数には入れませんので指摘してください。

1番 江田邦明君、3回目です。

○1番（江田邦明君） 沢登議員のほうからは、新庁舎整備工事の既存解体工、債務負担ということで一事不再議でこの部分はというような御答弁だったと思います。

私のほうが少し質問させていただいたのは、その5つ上の新庁舎整備工事監理業務委託（旧校舎活用棟）ということで7億円を使って旧校舎活用棟の工事をするに当たり、施工管理、この業務委託870万、これは一連の予算計上と思いますので、そこだけ残してくという

ことが少し修正案としては、悪い言い方をすると体をなしていないのではと感じました。

もう一点、同じく、南伊豆地域清掃施設組合負担事務のところでも、この修正案の説明資料という部分では、異なる財源のところから削除して予備費に計上してしまう、こういった部分も修正案として、ちょっと体をなしていないのではないかなということで質問をさせていただきました。

改めて、その点、御意見あればお願いしますし、なければ、3回目で終わります。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 江田議員の御指摘は妥当性があると思います。

しかし先ほど言いましたように、ポイントの7億円と2,207万2,000円の削除で、こちらの目的といいますか、提案書の目的は十分果たせると、こういう考えで提案をいたしました。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

12番 大川敏雄君。

○12番（大川敏雄君） 沢登さん、今回の新庁舎の推進事業、この修正案を見ると、新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）7億円を削除するということなんだね。だけど実際は、あんたがずっとこの数年間、いわゆる余り金をかけないで、稲生沢中学校を活用したらどうかと、こういう提言を一貫してしてきましたよね。それを議長の計らいで、去る2月21日に、じゃあ議会関係は4階にしましょうと、市長や副市長も稲生沢中学校に残そうと、いわゆるもともと、私も一、二年は稲生沢中学だと、新庁舎ができればそっちに移すんだと、この辺は銭もないし、資機材も高くなってるし、あんたの言うとおりに実はこの7億円というのは出してるんだよ。私はね、そういう意味では、あんたが一貫したすばらしい提言をこの当初予算に予算を組んでるわけだ。旧校舎については、私は別の意見があったよね。しかし、最終的には2月21日の全協で、議場がどうだということについて賛否両論取ったときに、私も賛成した。それに基づいて、この案が出ているわけですよ。だから反対する理由が理解できないんだ、僕は。どうです。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 大川議員の御指摘のように、私は何人かの議員の方と一緒にこの稲生沢中学の施設を使いなさいよと、校舎はもちろん、体育館も使いなさいと、こういう具合に

言ってまいりました。その予算ではないかということの大川議員からの御指摘でございますが、その予算ではございますが、議会も市長室も確定したものではないと、こういうことを言ってるわけです、当局は。しかも入り口もどうするのかも確定していない、入り口もいろいろ検討はしているけれども、確定したものではないと言ってるわけです。全体計画にいたっては、面積さえ定かでない。

確かに私が提案してきた方向へ動いているということは評価をいたします。しかし、そのような全体計画を明確にしていないうちで、一部の計画を先行して7億円もかけてやればいんだと。しかもこの7億円も物価高の中で落札されるかどうか分からない、全体の庁舎を完成したときに32億円という数字は提示をしておりますけれども、具体的に設計者の意見や見解が反映されて、当議会に提案されているものではないと判断するから、十分そこを吟味して再提案し直してくださいよと。そのためにはこの7億円の予算を否決させていただく、6月議会でも臨時議会でもあるわけですから、きっちり決まった時点で、市民や議員にちゃんと説明がつくような内容として提案をし直してくださいと、こう言っているわけでございます。

○議長（滝内久生君） 12番 大川敏雄君。

○12番（大川敏雄君） その答弁聞いても私は納得しなくて、あんたの言うとおりに、当局は素直にこの今回の7億円の予算を上げたんだと。だから反対する理由がどうも私は分かんない。

しかも、これだけは言うておく。5億8,000万を7億にしたと、確かに昨年12月だったと思うけれども、プロポーザルで入札した業者が参考の数字として出したのは5億8,000万、正式に初めて議場に議会に提案したのが7億なんだ。そう解釈するのが普通でしょ。

そういう点で、確かに当時の金額から1億2,000万ばかり増えているけれども、当局が具体的に議会に提案した額というのは7億なんだよ、初めて。そういう理解をしなきゃ、予算を審議する場合にまずいと思いますよ。よく5億8,000万、勝手に動いていると言うけれども、そうじゃなくて、そういう理解をしております。

しかも、今度新築と体育館の関係については、御承知のとおり、令和4年度に約8,965万円で契約してるわけです。そして、その新築関係の設計は本年度分として7,200万計上していると。そこで、確かに今の時点では、新築とこの体育館のほうは最終決断じゃないけれども、今年4月までには方針をきちっと出しますよというのは委員会で明らかにさせてるんだ、私質問して。そういう点では、私はこの予算は妥当だなと思っているんだけど、あんた

自身が蹴った理由がどうしても私はいろいろ考えたけれども、納得できない。そういうことだけ言ってきます。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 大川議員は納得できないということでございますが、ぜひこれは新庁舎の技術棟の解体も今議会でなく、先の議会に技術棟をなぜ解体するのかと、あるいは照明器具8基をどうして取っ払ってしまうのかと、倉庫だってあるんじゃないかと、これらのものは、やはり全体の計画をグラウンドを含めてどういう具合に使うかということの議論なくして、解体をすればいいんだと、新築棟を造るがために解体をするんだと、こういう論理になっているわけです、この3,000万円も。

しかも、SUEPの提案は、体育館を使わないということを当局は言ってきたわけです。SUEPがその提案があると、その提案に飛びついて、体育館を使おうかと。これも体育館を使いなさいって主張を私はしてきましたから、その方向性は歓迎をするものでございます。しかし、体育館を使うか、使わないかも定かではないという、議会の議論の中で明らかに委員長がしているわけです、中村委員長は。それに大川さんも加わってきたんだと思うんです、委員ですから。

そうなれば、2か月後に、あるいは4か月後にそこら辺の形態は、体育館を使うか使わないかを明確にしますよと、設計の概要も見せますよと、こういうことを当局がおっしゃっているんなら、それらを見た時点で、この7億円の妥当性を審議するということが一般的な論理としても妥当なことじゃないんでしょうか。

そこらの計画が明らかになってない中で、予算の7億円だけが先に独り歩きをするというような、そんな審議でどうしていいのかと。むしろ大川さんの常識を私を疑いたいと、こういう具合に思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 12番 大川敏雄君、3回目です。

○12番（大川敏雄君） 庁舎建設で一番大切なことは、23年の3月11日、この地震によって、この古い建物から新しい建物にしようじゃないかと、いつ潰れるか分かんないと、そういうのを12年たって、もう市民はわんわん文句言ってますよ、何だ議会は、何やってんだと、さんざん言われています。

一番大事なことは、安く、身の丈に合ったものを、そして、緊急防災を適用して、早くや

ると、そういう視点から見れば、旧校舎はもうきちっと約99%方針がもう決まっているわけだ、そう理解していいと思う。その方向で決まっているならば7億円は通していいじゃないですか。そして新庁舎のほうは4月以降、きちっと基本方針を出すっていうんだから、そのぐらいいわゆる猶予を持ってもいいんじゃないかと思います。そういうこと言って終わります。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。自席にお戻りください。

以上で委員長報告と質疑、修正案の説明と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第12号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第12号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

この内容につきましては、老人デイサービスセンター内におきます給食の利用料を500円、内容は460円とおやつが40円で500円だと、こういう内容を実費相当額に変えてしまうという内容となっているものでございます。

いわゆる紙おむつだとかちり紙だとか、実費相当額という表現になっているので、このサービスも実費相当額でいいんだと、幾らだか分からないとこういう表現でいいんだということが1つの理由でございました。

しかし、ここで言うところの実費相当額というのは、ちり紙や紙おむつにつきましては、自らが持ち込んで提供してもいい、こういうことが言外に含まれているんだろうと思うわけでありませう。

この給食サービスについては、自分がお弁当を持ってきたり特注をしていいんですよ、こういうものとは違うサービスであります。しかも、お弁当を作っている業者と、このサービスを受けているお年寄りとの関係ではないんです。この条例は、下田市が制定をしているところでございます。指定管理という形ではありますが、その責任は下田市が持つということになるわけでありませう。したがって、サービスを受けるお年寄りと下田市との関係でございませう。

業者が10円上がった、あるいは20円値下げしたからどうなるんだと、こういう議論を委員会ですべてしているようでございませうが、この議論は全くの筋違いの議論を皆さんがしてまいったと、こういう具合に言わなければならないと思うわけでありませう。

したがって、前回の職員の皆さん、この条例をつくった皆さんは、昼食の給食は、金額を明示してずっと提供してきたわけでありませう、長い間。それをこの機に及んで、実費相当額で、議会のチェックも、幾らの費用を払うのかも、この条例を見ても分からないという形にしていんだと、施行者の下田市が勝手に実費相当額と言って、議会に諮らず、チェックも受けずに決めていいんだという制度に変えようということになっているわけでありませう。

こんな制度にしていいわけがないと思うわけでありませう。この制度でいいというサインを示す議員は、議員としての資質がないと、チェックをしていないと、こう叱責されても致し方ないと私は思うところでございませう。

したがって、この条例は廃止をして、ちゃんと630円が妥当であるかどうかを議論をして、金額を明示するということが、従来の職員も、従来の条例規定の慣例も、そこに含ま

れているわけでございます。

まさに情けない議論をこの議会でしていいのかということを再度皆さんに訴えさせていただいて終わります。

○議長（滝内久生君） 不規則な発言はやめてください。

次に、賛成議員の発言をします。

3番 鈴木 孝君。

〔3番 鈴木 孝君登壇〕

○3番（鈴木 孝君） 本議案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の改正は、おやつを含む給食の代金が500円と決められたものを実費相当額に変更するものでございます。

デイサービスセンターで利用する利用者の立場から考えると、高齢者でも食べやすく、栄養のバランスを考えられたもの、食べて楽しいものであることが求められております。また、現場担当者からは、利用者の声もそのようなものを求めていると聞いております。

通所を始める前、またはそのサービス内容の変更があるときには重要事項説明書にて、利用者にはしっかりと説明をして同意を得ることから、利用者の意に反して、突然大幅な値上げが行われることもないことが確認されております。

よって賛成の意見とさせていただきます。

○議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

○4番（渡邊照志君） 賛成の立場で、申し上げたいと思います。

給食の価格は様々な物価の値上げに対して、現在500円から実費負担とする条例が示されました。担当課によると、値上げの予定価格は630円くらいということでありました。

まずこの価格がほかの4業者に比べて、この630円という金額も一番安価であるということとは聞いております。同時に、利用者の方々にもこの実費負担という形のことを聞いて納得されていると、担当課からは聞いております。

私の知り合いのお母さんも週2回行っているんですが、実際にデイサービスに行くと、その利用者たちと一緒にいろんな形のことを話し合ったり、いろんな形のもので楽しいんだと、



生きがいを感じるんだと、ですから、給食費の上げ幅に関しては、自分は致し方ないと、メディアでも何でも今いろんなものが値上がりしてるからいいんだという形のを聞きました。

実費負担の徴収はやむを得ないことという形で、この実費負担の条例制定には賛成をいたします。

以上です。

○議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第12号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

ここで休憩したいと思います。午後2時20分まで休憩します。

午後2時6分休憩

---

午後2時20分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第13号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第13号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第15号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第15号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第16号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第16号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第17号 令和5年度下田市一般会計予算及びこれに対する修正案を一括して討論にします。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

3番 鈴木 孝君。

〔3番 鈴木 孝君登壇〕

○3番（鈴木 孝君） 議第17号議案に原案賛成の意見を述べさせていただきます。

本議案は、おおむね適正であり、必要な予算と認められます。

コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢、円安など世界の情勢は先の見通せない状況となっております。その影響は我が下田市にも及んでおり、建設資材、人件費の高騰等、いろいろ変化することがあり、それに対して対応しながら、使いやすく、安心・安全であり、建設費を抑えた形を求め、進んでいると認められます。

その上で決定した内容については、現庁舎に完全な耐震対策がなされていないことや緊防債の期限を踏まえ、スピード感を持って進めていくべきだと考えます。

以上で賛成意見とさせていただきます。

○議長（滝内久生君） 次に、原案及び修正案両方に対する反対意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

5番 矢田部邦夫君。

〔5番 矢田部邦夫君登壇〕

○5番（矢田部邦夫君） 修正案に賛成の立場から意見を申し上げます。

庁舎建設事業は、旧稲生沢中学校の改修、体育館の活用、新築棟を一体とした全体像で考えなければならないと思っています。

今回の予算は、旧校舎の改修費5億8,000万円の事業費が1億2,870万増額となり、7億870万になったものです。これは先ほど江田議員から質問がございまして、委員会の審議の中で、私のほうから発言しております。この管理業務委託については、7億の中に含めるべきではないのかという発言をしております。ですからこれは当然、別に計上されていますから、1億2,870万になりますよね、増額分が、そういう計算になります。

それから、当局の回答は、1年前からのロシア・ウクライナ問題などによる建築資材の2割増しの値上がりにより増えたとしておりますが、最初から想定されていたと思われま。全体像が見えない庁舎建設事業、基本計画改訂どおりには進まず、事業内容は、二転三転、場当たりの、行き当たりばったり、手順を踏まえていないため、事業費は多額となること予想されます。私には、事業の取組方、進め方が乱暴に見えます。

今回は、旧校舎の増額された改修費だけが予算化されておりますが、他の事業内容はいまだにはっきり決まっていない中、今後、体育館を活用することになれば、改修費がどうなるのか、出入り口の工事費、新築棟の事業費はどうなるのか、それぞれの事業費はどのくらいになるのか不透明です。このような手順で大丈夫なんでしょうか。

基本計画では、現庁舎解体費用を含む全体事業費が約28億から32億円となっておりますが、また旧稲生沢中学校校舎は改修し、20年間、使用する方向であるようですが、20年後の下田市の人口は特別何もない限り、約1万人くらいが想定されており、1万6,550平米の広大な敷地が必要なのか、私は無駄になると思っています。

参考までに、私の意見として、体育館を活用するのであれば、新築棟の設計費9,000万円と新築棟の事業費を比較した場合、どちらのほうリスクが大きいのかを考えたとき、新築棟の事業費のほう遥かに財政への負担は大きいと思われま。

グラウンドについては、以前から話しておりますように、将来を見据え、賀茂地域の中心である下田市として、県、国の機関、税務署、裁判所、ハローワークなどの誘致をするのが市民のためには最もベストだと私は思っております。

要するに、旧校舎の改修、体育館の活用、新築棟を一体化した全体像を、これからの2か月間、5月ぐらいまでをめどに事業計画を明らかにし、今回の予算より先に優先していただきたい。目の前の一部だけにとらわれて、その場しのぎを進めると、今の時期、物価高騰によるそれぞれの事業費は相当高額になり、厳しい状況に陥ると思われま。

よって、賛成の立場の意見といたします。

○議長（滝内久生君） 次に、原案に対する賛成意見の発音を許します。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

○4番（渡邊照志君） 議第17号 下田市一般会計予算について、0225号議案の関係ですが、賛成の立場で申し上げたいと思います。

まず1つには、先ほどから皆さんが申し上げているとおり、緊防債の関係があと3年後の7年で期限が切れます。それまでにこの工事はとにかく仕上げなきゃならないということがまず1つです。

2つ目は、これに合わせるためには、旧校舎の活用棟、この7億円、これに関してはもう既に皆さんが納得している形の工事なものですから、なるべく早くこれをやって、現在の庁舎の各課をまずやれるところから向こうへ移すと、これが令和6年の半ば頃という形でちょっと聞いていますけど、それに間に合わせるためには、この予算を可決して、どんどん先に進めてもらいたいと、こういう格好で私はおります。

また、解体工事もできるところから進めることが必要と思います。

要するに、渡り廊下とか、技術棟、グラウンドのポンプ室、受水槽、あとは倉庫、体育館の器具庫、これの取り壊しの関係で3,000万円、これも致し方ないと思います。これもなるべく早くにできるところからとにかく進めていくという形のもので、先になればなるほど、資材、機材の運搬費、人件費なども高騰することが予想されます。

よって速やかにこの予算を決定することが必要と思います。

なお、先ほどの大川議員の意見に関しては、私も納得しております。

以上、賛成意見といたします。

○議長（滝内久生君） 次に、原案及び修正案両方に対する反対意見の発音を許します。ござ

いますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

これより議第17号 令和5年度下田市一般会計予算を採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信君及び佐々木清和君から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立少数であります。

よって、沢登英信君及び佐々木清和君から提出された議第17号 令和5年度下田市一般会計予算に対する修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第17号 令和5年度下田市一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第18号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第18号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第19号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第19号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第20号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第20号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第21号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第21号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第22号 令和5年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第22号 令和5年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第23号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第23号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第24号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第24号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第25号 令和5年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第25号 令和5年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第26号 令和5年度下田市下水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第26号 令和5年度下田市下水道事業会計予算は、委員長の報告どおり、これ

を可決することに決定いたしました。

---

◎議第27号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第27号 副市長の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） それでは、議第27号につきまして御説明を申し上げます。

本案は副市長の選任でございまして、選任したい方は、下田市旧岡方村693番地の42、藤井アパート1階に在住の飯田雅之さんで、年齢は、昭和48年7月1日生まれ、49歳でございます。

飯田さんは、平成4年3月に富士東高校を卒業、平成7年4月に静岡県に採用された後、県庁厚生部医療室主査、賀茂健康福祉センター主査、賀茂地域局主査、賀茂地域局地域課地域班長などを歴任し、現在に至っております。

これまで様々な職域において活躍されておりますが、特に地域医療、防災対策、地域振興等、地方行政部門に非常に精通しており、市長の補佐役として、また、職員の事務監督者として、さらには議員の皆様方をはじめ、市民の皆さんからの信頼を必ず得て活躍いただけるものと私は確信しております。

なお、任期につきましては、地方自治法第163条の規定により本年4月1日から4年間となるものでございます。

以上、私としましては、副市長として適任であると考えておりますので、ぜひとも御同意いただきますようお願い申し上げます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○議長（滝内久生君） この飯田雅之さんという方は、現在、賀茂地域局の地域課地域班長を続けられてきた方なんでしょうか。いわゆる県の職員ということでしょうか。

県の職員をどのような形で市長は紹介されて、副市長としてふさわしいという判断をされ

たのかと。

そしてその点につきましては、現在の曾根副市長も県からの派遣をされてまいったのだと思います。曾根さんがどのような仕事をされたのかを含めて、下田市の副市長は、下田市にあります。県の出先機関ではございません。そのような批判にどのように耐えられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） ここにいます曾根副市長は、御存じのとおり、県庁の地域振興課など、地方自治の要とも呼ぶべき部署において、行財政運営の経験と知識を持って、これまで下田市の少子高齢化対策ですとか、コロナ禍でも市民の命を守ったり、観光などを何とか維持しようと、こういうときに県とのパイプとして見事に下田市の振興に貢献してくれました。

この飯田さんも同様でございまして、やはり先ほど、いずれかでたしか沢登議員もおっしゃっていたと思うんですが、国や県としっかりと連携して、あるいは協議をして、下田にとってベストな案のほうに近づけるようにと、こういう御指摘がございました。

そういった意味では、県とのパイプ役、あるいは専門的な知見、これを導入することは非常に有意義であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○議長（滝内久生君） 県とのパイプ役ということをして市長おっしゃいましたが、県とのパイプ役というのは、具体的にどういうことがあったのかということをお尋ねをしたいと思います。

そして、曾根副市長につきましては、グランドホテルを購入するときに、こういう事例があるかと、全国的に県内でこういう事例はないと、こういう御答弁をいただいております。にもかかわらず、市長は100万円で、その100万円もその実態は指定管理者ではなくて、債権者に幾らかを100万円のうち払うと、そして清算財団に幾らか入れると、100万円が土地代金になっていないと、そういう形で使われているということが、いただいた資料からも明らかになった。金額は黒塗りされていますので分かりませんが、そういう措置がされていると。

そういう土地購入について、あるいは、下田で起きておりますそれらについて、どのような見解を副市長として市長に進言したのかと、そして具体的に県とのパイプ役というのは、どういう場面で、どういう形でパイプ役をしたのか、明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 下田市は、議員御承知のとおり、様々な懸案を抱えているわけです。

この懸案の中で、大ざっぱに言うと2つ今挙げたいと思います。1つは、財政力の弱い下田市にとって、財源的に、県のほうに支援していただきたいという金銭面、もう一つは、制度による縛り、この縛りの中で下田市としてどういう道を選択するのか、この両方を考えますと、例えば、今度は国とのパイプ役というのは県のほうにいるわけですけど、こうした担当部局はどこに何がしであるかということを探って、そしてそこに対して一定のアプローチをしまして、県と市がちゃんとウィン・ウインの関係になるような形でぜひともお願いしますという、そういうロジックを組み立てる、こういった今、副市長の機能というんでしょうか、そういうふうに今やってくれています。これが私たちにとっては大きな武器だというふうに考えます。

これまで、平成の10年代だったと思うんですが、地方分権という言葉が叫ばれた頃に、国・県・市の県と市というのは、上下ではないと、これからは水平なんだというふうになったんですけども、とは言いながら、県はその法律においても県の存在が並列だとしても2つは明確になった、1つが国とのパイプをすると、国と市町村をちゃんとつなぐということ、すいません、3つでした。もう一つが広域的な施策については県がちゃんとやろう、例えば調整もしようと、こういう話、3つ目が、知識の専門性です。専門的な知識を持ってバックアップしなさいという、これがたしか法律だったか、その法律の解説に記述されたことを私はおぼろげに覚えています。もし厳密に違っていたらまた後ほど訂正いたしますけれども、そういった意味から、私たちにとって県というのは非常に重要でありまして、したがって、これまでこの下田市の職員の人たちは、やはりどうしても県に対して上位機関という、そういった認識がある程度DNAの中に浸透していたというふうに私は感じました。

一方、副市長は県からの派遣ですから、県にも様々なネットワークがありまして、この人材のネットワークが非常に有効であったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 沢登英信君。

○議長（滝内久生君） 抽象的で、非常に分かりにくい御答弁であったかと思うわけです。

地方分権だと、そういうことから言えば、やはり私は、この市長を補佐する方は、地元から地元のことをよく知っている人を選出すべきではないかという思いがあるわけです。に対して市長は、県とのパイプ、国とのパイプをつないでくれるんだと。そういう人が必要なんだと、こういう主張をされているわけです。

そうしますと、この伊豆半島及び下田に、県の施設がどれだけあるのかと。そこでどういう枠組みをしてくれたのかと。

先日の4,000万の子供たちの遊具と海遊公園の一部をするというのを曾根さんが先導してくれたのかと。そんな事実はないんじゃないかという具合に私は思いますし、共立湊病院の跡地をどうするんだと、こういうことを考えましても県の公園がこの賀茂地区にないと、あるいは県の施設がないと、県立病院もないと、医療の過疎地域でありながら国立の病院は移譲され、県立病院はないと、こういう現状の中で、どういう働きを県に対してしてきたのか、要望してきたのか、働きかけたのか、こういうことを考えますと、曾根さんを前にして恐縮ですが、成果はほとんどなかったんじゃないのかと、こういう成果があるんですよというのであれば具体的に申し述べて教えていただきたいと、こういう具合に思うわけです。

4年間の一時期を県の職員がこの副市長として来て進めるというのは、今までの経験からいって私はむしろいかがなものかと、考え直すべき時期に来ているのではないかと。しかも曾根さんを選ぶときには、市長は前もって議員にもこういう考えでこういう人を名前は出ないけれども、県からの派遣を受けたいと思うけどいかがかと、こういう相談もかけてくださいました。今回は、今日来てみたら、この飯田雅之さんという人が出ていると、こういうやり方で副市長を選出していいものかと私は思うわけです。

この方もそういう意味では藤井アパートに住まわれているということですので、賀茂の局のほうにお住まいになって、一定の事業をしてきて、ここにいらっしゃるのか、副市長になったから、この藤井アパートへ来られたのか、ちょっとそこら辺も分かりませんが、どういう事情で下田の人になったのかということを含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 言い忘れるとあれなんで、先に申し上げますが、飯田さんは下田市民であり、下田での勤務が長く、地域局でも連続8年だったかな、ずっといたわけですね。ですから、その地の利は十分あるということがまず言えます。

じゃあしからば、この曾根は何をしたのかと、こういった話なんですけど、例えば、県の施設として総合庁舎がございます。それから地域局もある。こういったところに対しての様々な折衝、交渉についても、副市長に随分と実は負っておりました。コロナの感染拡大期においても賀茂の保健所と話をして、囲い込みのPCRの検査、抗原検査、こういった検査をしたときにも非常に様々な助言をいただきまして、県とつないでもらって、無償で相当数の検査キットを頂戴したわけです。

メディカルセンターというのもありまして、これも6市町で運営している地域の拠点病院でございます。これは一部事務組合が存在していますので、そちらでもって運営しておりますけれども、これに対しても、様々な知見からの助言を頂戴しています。

具体的な話がないというふうなお話もあったので若干申し添えました。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） 先ほど沢登議員のほうから話がございました。

私はこの飯田さんが是か非かという問題以前の問題だと私は捉えております。

といいますのは、今朝来て、議会、この議案書ありました。この副市長の話が、だから飯田氏がどうこうという話じゃないんです。

その後、議運が行われまして、急遽、多数決で決めるというふうな話がございました。私はそれに対して異議申し上げました。といいますのは、今後、下田市を大きく左右する人材になると私は思っているんですね。それを議会にいきなり持ってきて、議論も何にもなしで、相談もなく、議案に上程されたというのは非常に手順が違うんじゃないだろうかということをお尋ねしたい。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） すいません、手続についてですので私のほうからお話をさせていただきたいと思います。

大変申し訳ありません、急な議案の提出ということで、その辺については、また議会の皆様のほうからも特別な配慮で、今回追加議案を認めていただいたというところで、感謝申し上げます。

まず、こちらの今回の議案については、3月9日市長より冒頭、曾根副市長の辞任とともに、この後に調整に入って、新しい副市長の選任を行って、同意を得る議案を出させていただきたいというお話をさせていただいてたところだと思います。

この議会最終日にこちらのほうを追加で上程するということは、例えば、曾根副市長のときとか、その前の副市長のときも同様に最終日の追加上程という形を取らせていただいているところです。御理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） 私は納得いかないと思います。といいますのは、前回、小泉さんが

議長のとくに事前に曾根副市長がなるときに、全員に事前に話がありました。今回一切なく、いきなりこれは今日突然出てきて、それで、しかも議運で名前まで出てきて、もうこれで採決で諮ると。じゃあ相談も何にも議論もないじゃないですかね。

だから私が思うには、これに対しては議運でも強烈に反対をしましたが、何でも多数決、これで全てが決まっていく、これで下田市大丈夫なんですか。僕はそこをすごく心配します。これではやりたい放題になっちゃうんじゃないですか、市長、違いますか。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 繰り返しになって大変恐縮でございますが、この短い審議の中での上程ということで、大変そこについては心苦しく思っているところございますけれども、この4月1日からの副市長の選任というところで御理解を賜ればと思います。大変申し訳ありません。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君、3回目です。

○5番（矢田部邦夫君） 心苦しく思うんだっつらば、やるべきじゃないじゃないですか。

もう少し時間かけて、しっかり議員の皆さんと相談しながら、下田市を支えていく人ですよ、今後。

だからそんなことを簡単にこういう形で、この議場で議案に提示をして、多数決で採決するという、これはちょっと違うと思うね、僕は。

だからもう少し時間をかけて、今後の下田市のことを考えた上で、しっかり議員と議論をして相談をして、それでこの飯田氏が決まるということだったらいいと思いますけれども、そういうことじゃなくてももう既に名前出してきて、これで決まり、これを採決するというようなことのやり方というのは、これは議会軽視ですよ、市民をないがしろにしていますよ。我々代表からいくと、そういうふうに理解します。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、4月1日から新たな副市長をお迎えしたいというところでございます。時間がない中での審議というところ、心苦しいなら議案を出すなというお話もいただきましたけれども、そのところの御理解を賜りまして、何とぞ御審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） ただいまの副市長の議案案件について、議員のほうからも質疑が出さ

れております。率直に申し上げますが、かつて教育長の選任のときに、もう5年ぐらいたちますかね、私質疑させていただいて、従来、三役の承認につきまして、3分から5分の紹介をもって、履歴等をもって、教育長もあのときは任命・承認されたと思いますが、そのときに申し上げたことがございます。

余りにもこれが実務面で、書面で、はい引き継ぎますと、バトンタッチではございません。やはり教育者であれば、教育なりの心情の一端で結構ですから申し上げていただきたいと、それから議会としては判断したいと申し上げたところ、従来、3分であった心情吐露が15分の内容をもって紹介をいただきました。そういう姿勢があるものですから、今、矢田部議員からも、余りにも唐突だというのは、これはもう率直な意見だろうと思います。私もそう思います。

この方をどうこうということではもちろんございません。ただし、やはり副市長と言いますと、やはり市長を支えて、下田市の現在抱えている大きな課題、産業の問題、人口減の問題、それから感染症の問題等々、それから庁舎の問題もございます。非常に実戦部隊の先頭を立たれる役職でございます。それゆえに、その一端を述べられた方に、私どもは一定の賛同を得たい、賛同したいと、そう思っております。

やはり議員といたしましてもぜひお願いします、はい賛成ということではございませんで、一人一人議員というのは責任を背負っております。責任を背負って物をしゃべってるわけです。あたかも賛成云々の話ではございません。

その辺を慎重にもう少し考えていただきたいと同時に、市長のおっしゃったちょっと気になることがございますが、この際申し上げますが、かつて昭和中期から後期にかけて、政治戦略としてパイプの問題が常にうたわれてきました。上位団体、県、国、私は、ここに太いパイプを持っていますと、これはもう既に昭和の遺物です。

これはどういうことかと申しますと、分権や民主主義であれば、パイプがあろうがなかろうが堂々と意見が述べられる、これこそが分権主義、民主主義ではございませんか。パイプがなければ、鰻じゃないんですから、こんなもの。縁があるから話ができるとか、昭和の遺物、非常に私気になったものですから、あえて申し上げますけども、その辺を踏まえて、もう少し開かれた、もう少し穏やかな議会の議論といたしましよ。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 貴重な意見として受け止めます。今後、善処したいと思います。



○議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 一定の答えを出してなかったんで、最後に。

そういうことが心情的にはあるものですから、ぜひもう少し丁寧に私どもも応えたいと思います、議員としてね。ですから、ここはちょっと今意見も出しましたけども、4月1日から欠員になる云々のことよりも、もう少し慎重に欠員が出てもいいと思いますよ、1か月、2か月、幾らでもあるじゃないですか、全国自治体の中で。1人副市長、2人副市長はうまく議会と同意を得られないと、あるんですから。そういったことを踏まえて、やはり目の前の市長のやられようとする実態的な作業が一番理解が得られて、実行力のある方をぜひ推薦して提案していただきたいと思います。これは意見になりますけれども、以上で終わります。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 職歴ということで主に御紹介を賜りました。

やはりお生まれになってから、静岡県職、採用されるまでこの23年間、どこでお生まれになって、下田市とどういう関わりがあって、また学生時代はどういうことを学んできた、社会活動はどんなことをしてきた、やはり教育委員の任命等でもそういった御説明がございしますので、ぜひともその御紹介をいただきたいと思います。

もう一つ、職歴の中で、平成24年1月1日から岩手県派遣ということで、恐らく震災から約1年たった中でのお仕事で行かれているのかなと思うんですが、その辺、当局のほうでは、平成24年1月1日から約1か月間ですか、どのようなお仕事をされてきたかということをおそらく承知しているところかと思いますが、ぜひとも御案内いただければ、この南海トラフ地震による災害復興への下田のためになると思いますので、御紹介いただければと思います。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 職歴をいただく中で、何か月か岩手のほうにいらっしゃったということをお伺っておりますが、大変申し訳ありません、そこでの詳細な業務内容については、存じ上げないところでございます。

生まれてからの略歴というか、そういったものについても職歴の部分までということで、非常に下田に縁が深い方ではあるということですが、その辺についての詳細についてはちょっとここで御紹介することは控えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） それでは、若干、個人的な情報なんですが、申し上げます。

実は、私はこの飯田さんと2回同じ職場になっています。1回目は、私がいる課と、彼がいる課が違うけれども、同じ事務所だったと、2回目は、この賀茂地域局においてです。私が副局長兼危機管理監という職責であったために、この飯田さんは私の言ってみれば部下の1人だったわけです。

当時は賀茂のこの1市5町が人口減少でどうなっちゃうんだ、したがって、まち・ひと・しごとという、そういう地方創生をどうやっていくんだといったときの彼は実務レベルのリーダーだったわけです。一方で、3.11の防災強化といった、そういうこともやらなきゃいけない。風評被害もいろいろある中で、この地域を未来に向かってどうやってつなげていくかということについて、いろいろとやり合っていました。

はっきり言う立場の性格、そういう性格だったもんですから、正直言うと私は結構ぶつかった記憶がございます。こうしたぶつかるような人というのは、ひょっとすると私には必要かもしれないというふうに自分自身では考えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 職歴以前のことが議会に説明できないというのが、理由があつてなのかということでお尋ねしたいと思いますし、この岩手県派遣というところで、冒頭の中でやはり地域防災にたけている方とおっしゃるところで、この賀茂地域局内の地域防災以外にも、この資料見させていただいた限りは、やはり岩手県に行って何を学んできて、何を下田市に生かせるかという、その説明というのがやはり議会としては望んでいるところであります。

職歴については、追加資料という形でぜひとも提出をいただきたいですし、大学で何を学んできたか、たしか教育委員の方のときはどこどこ県出身で、何名のお子様を育てられてといったような御紹介もあったかと記憶があります。

ぜひとも、学校で学んだことであつたり、社会活動には何、地域の子供と何々スポーツをしたとか、そういうことをなぜ紹介できないのか、根拠となる規則等があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（滝内久生君） 暫時休憩します。

午後3時9分休憩

---

午後3時10分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（須田洋一君） そちらの幼少期からこととか、学生等での内容ということでございますけれども、そちらのほうについては、今回、私どものほうでは用意をしてございません。そちらについては、議案に直接関係のあるところではないというふうに判断して、私どものほうでは特にそこを取り寄せてないというところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

不規則な発言はやめてください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がありますので、起立により、採決いたします。

委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 反対の立場からの発言をいたします。

副市長の選任につきましては、確かにこの議会の初めに市長のほうから選任をしたいと、こういう申出があったのは事実でございます。しかし、大変、市政に課題を持っている、グランドホテルも庁舎も、そして広域ごみ行政につきましても、そしてさらに、道路や橋梁の更新ということにつきましても、大きな節目を迎えていて、大きな事業を計画的に進めていかなければならないという時期を迎えているわけであります。

当然、国や県からの支援や協力も必要だということでございますが、市長の県職時代、部

下であった人でよく知ってるから推薦をしないと、こういう理解をいたしました、この方が本当に副市長としてふさわしい方なのか。そして、その人の決意や思いがどこにあるのかと、こういうことが伝わらないままに議会に提出されて、多数決で決めていけばいいんだと、こういうやり方は、やはり市当局、市長にも考え直していただかなければならないと思いませんし、議会としても、こういう形で多数で押し切っていけばいいのかと、議会制民主主義というのは議論をして、違うところは明確にする、一致できるところを探し合う、こういうことが必要だろうと思いますが、そういう時間さえ与えないまま事を決めていけばいいと、このような議会であっていいはずがないと思うわけであります。

時間がないわけではございませんので、やはりこれは市長に撤回をしていただいて、十分に議員にも説明をしていただいて、ふさわしい人を選出するという手続と経過を踏んで進めていただきたいと思いますのでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

10番 橋本智洋君。

不規則な発言はやめなさい。

〔10番 橋本智洋君登壇〕

○10番（橋本智洋君） 賛成の立場で答弁させていただきます。

先ほど市長が申しました非常にぶつかるような人がふさわしいというようなことをおっしゃっていましたが、まさにそのとおりだと思います。

市長の場合はぶつかり合ったほうがいいと思いますし、私は適任ではないかなと思います。

飯田さんに関して、過去約10年、この下田市のほうにいらっしゃいます。賀茂地域局でかれこれ8年やっております、非常に下田のこと、そして賀茂地域のことを存じて、また地域に密着されている方だと私は理解しております。

賀茂地域局の小中高とある、その賀茂地域の住民アンケートというのがこの2016年から実施されました。それを手がけて、それを取りまとめたのが彼です、飯田さんです。非常に細かいことまでよく理解をして、また問題点、地域課題を非常にくみ上げているというような方でございます。

私、議会としてもそうですが、個人的にもやはりよく知っているということで、ぜひともこの行政を円滑にするために、飯田さんを副市長にということで賛成の立場で答弁させていただきます。

また、もし不適格な方でしたら、そのときは不信任案等を出せばいいのではないかなと思いますので、まず行政を円滑に進めるため、そのためにはやはり適切な方だと思います。

また、昭和の話ということをおっしゃっていましたが、パイプがある、パイプというよりもつながりですね。やはりつながりというのは非常に必要なものだと理解しております。そのつながりを大いに活用して、今後、この市政を円滑にやっていただきたいと思う次第でございます。

以上です。賛成答弁を終わります。

○議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第27号 副市長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩し、ただいま同意されました副市長飯田さんの紹介を市長からさせていただきます。

午後 3 時20分休憩

---

午後 3 時24分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで休憩いたします。3時40分まで休憩します。

午後 3 時24分休憩

---

午後 3 時40分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◎発議第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、発議第 1 号 暴力追放に関する決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番 進士為雄君。

〔11番 進士為雄君登壇〕

○11番（進士為雄君） 発議第 1 号 暴力追放に関する決議。

上記の決議を、下田市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 5 年 3 月17日提出。

提出者 下田市議会議員 進士 為雄

賛成者 下田市議会議員 沢登 英信

同 小泉 孝敬

同 鈴木 孝

同 渡邊 照志

同 矢田部邦夫

同 江田 邦明

同 進士 濱美

提案理由

暴力のない明るく住みやすい地域社会の実現を図るため。

暴力追放に関する決議。

私たちは法と正義に貫かれた社会体制の下で、身体・生命・財産の安全と平穏な社会生活の実現を念願し、暴力や犯罪のない誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現は、市民すべての切なる願いである。

特に白浜大浜における行為は、市民をはじめ、観光客にも大きな不安や恐怖を与えている。

次世代を担う地元青少年の健全育成や生活環境に及ぼす影響は計り知れず、決して看過することはできない。

暴力団は社会情勢の変化に伴い、その姿、形を変えて未だ地域住民の日常生活や経済活動

の場などでへ不当介入して、不法な資金を獲得している。

このような現状に憤りを覚え、断じて許すことはできない。

よって、下田市議会は、海水浴場に限らず、地域社会において、暴力犯罪を許さないという決意のもと、暴力のない明るく住みよい郷土の実現に向けて邁進するものである。

以上、決議する。

令和5年3月17日、静岡県下田市議会

○議長（滝内久生君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

提出者は、自席へお戻りください。お疲れさまでした。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がないものと認めます。

よって発議第1号 暴力団追放に関する決議は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで会議時間を延長します。

---

#### ◎緊急質問

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、緊急質問を行います。

「伊豆半島道路ネットワーク会議」において、静岡県が伊豆中央道と修善寺道路の料金徴収期限を延長する方針を示した内容等について、1番 江田邦明君の発言を許します。

1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

○1番（江田邦明君） 議長の通告に従い、緊急質問を行います。

緊急質問の趣旨は、緊急質問申出書に基づき、壇上にて説明させていただきます。

提出者 下田市議会議員 江田 邦明

賛成者 下田市議会議員 進士 為雄

同 橋本 智洋

下田市議会会議規則第62条に基づき、下記の質問事項について緊急質問をいたしたく行います。

件名については、「伊豆半島道路ネットワーク会議」において、静岡県が伊豆中央道と修善寺道路の料金徴収期限を延長する方針を示した内容等についてです。

緊急性と重要性について。

伊豆縦貫自動車道路を利用するに当たり、当面の間経由となる伊豆中央道と修善寺道路の整備・運営方針は、下田市民生活及び市内経済と密接な関係にあります。

このたび、伊豆半島道路ネットワーク会議の開催が3月定例会会期中に開催され、沿線自治体の担当者向けの説明があったと聞いております。このため、3月定例会で一般質問にすることができず、また次回6月の定例会一般質問までに相当の期間を要します。

以上のことから、当局と議会は互いに情報を共有し、その考え方を認識する必要があることから、本定例会での緊急質問を行います。

発言の要旨の前に、皆様の議席にお配りさせていただきました2015年5月発行、道路セミナーの掲載文書について少し触れさせていただきたいと思っております。

まず、一般有料道路伊豆中央道と修善寺道路は、沿線地域の交通課題を解決するため、国道136号のバイパスとして、静岡県道路公社が建設した有料道路であります。伊豆中央道は1985年、修善寺道路は1998年に全線が開通し、供用されております。

2ページ目になります。

採算面の課題。

供用開始以降伊豆中央道と修善寺道路の交通量はともに順調に推移してきましたが、以降、観光交通が減少し、近年は計画どおりに建設、借入金の償還が進んでおらず、2011年当時の



試算では徴収期限を越えても伊豆中央道で約5億円、修善寺道路で約19億円の未償還が残るとされておりました。

次に、伊豆地域の道路整備の在り方検討会についてです。

2011年度に外部有識者から成る伊豆地域の道路整備の在り方検討会を立ち上げました。約1年にわたる検討の結果、伊豆中央道と修善寺道路の経営を一体化させて、平成30年代半ばまでに両道路を同時に無料化し、併せて、無料化時に未償還額を残さない合併採算制の導入が伊豆地域全体にとって望ましいと結論づけられました。

次に、合併採算性についての導入並びに説明でございます。

道路整備特別措置法に規定する条件でございます法第11条では、複数の有料道路を1つの道路として料金徴収することについて、対象となる道路の通行者が相当程度共通であり、料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められれば可能と規定しております。

相当程度の共通とは、昭和58年6月の道路審議会答申において、いずれかの一方の道路の通行者、または利用者のおおむね2分の1以上が合併採算の対象となる他の道路を通行、また利用している場合と示されており、伊豆中央道と修善寺道路の場合、約51%が共通の通行者で、国道136号バイパスとして一連の道路であることから、法の規定をクリアしてまいりました。

3ページ目、地元との合意形成についてです。

合併採算性の導入により、修善寺道路は無料化が約2年早まるものの、伊豆中央道では約9年遅れることから、県では、地元市町と連携しながら個別説明会や調整を延べ100回以上にわたって行っておりました。最終的には2013年8月に開催した伊豆の国市及び伊豆市における地元説明会で住民の同意を得たとされております。

導入の実現と関連施策の実施です。

2014年4月1日、伊豆中央道と修善寺道路に合併採算制が導入されました。

その後、両道路は2023年11月の同時無料化を予定している。後に無料化が早まり2023年10月2日までを予定しているに変更となっております。

以上がこれまでの経過でございます。

本来であれば、県道並びに公団道路ということで、静岡県議会における一般質問の内容に近いところがございますが、道路ネットワーク会議には下田市も参加しており、また、この案件については、国道414号整備促進期成同盟会が中心となっており、この構成市町には下田市も含まれております。

また、要望活動においては下田松木市長も出席していることから、以後の緊急質問の要旨について質問をするところでございます。

静岡県は、令和5年3月1日の県議会建設委員会で、伊豆中央道と修善寺道路の料金徴収期限を延長する方針を明らかにし、県議会6月定例会に関連議案を提出するという内容の新聞報道がございました。

また、令和5年3月6日には、県と美しい伊豆創造センターが、伊豆の道路網のあるべき姿を検討する「伊豆半島道路ネットワーク会議」を開催し、伊豆中央道と修善寺道路の料金徴収期限を延長する方針を示した理由について、伊豆半島の自治体関係者に説明したとの報道もされています。

そこで、同会議において説明を受けた内容についてお尋ねしたいと思います。

次に、伊豆の国市議会が2022年9月30日に可決し、静岡県知事及び静岡県道路公団理事長宛てに提出した伊豆中央道の料金徴収期限翌日の無料化完全実現を求める意見書によりますと、「先ごろ、国道414号道路整備促進団体により静浦バイパスの早期全線開通を進めるため、有料道路事業の活用による支援を行うという、伊豆中央道の有料化継続を示唆するとも捉えられる内容の要望が上げられた。」と示されております。

その促進団体とは、国道414号整備促進期成同盟会と推測されますが、構成市町には、沼津市、伊豆の国市、伊豆市、河津町、下田市であります。

令和4年9月1日の同期成同盟会による県への要望活動には、松木下田市長も出席しております。

括弧書きとして、要望の内容、静浦バイパスの早期全線開通、伊豆市湯ヶ島地内の線形改良、河津町川横地内の狭隘区間の拡幅改良、下田市中島橋交差点付近の渋滞解消。

そこで、国道414号整備期成同盟会が行った9月1日、もしくは別日の要望活動において、「静浦バイパスの早期全線開通を進めるため、有料道路事業の活用による支援を行う」といった内容の要望が上げられたかについてお尋ねいたします。

次に、他自治体ではこの3月定例会で、県が方針を示した「伊豆中央道と修善寺道路の料金徴収期限を延長する」ことに関する一般質問の答弁で、首長の姿勢を示した自治体もございます。

そこで、下田市は同期成同盟会の構成市町でありながら「伊豆中央道と修善寺道路の料金徴収期限を延長する」というこの方針について、行政と市民の間で全く議論されていないことに疑問を感じております。

当初、伊豆中央道の料金徴収期限は2015年3月31日までとしていましたが、伊豆縦貫自動車道路は全線にわたり、有料区間のない無料であることが重要であるとし、2013年8月に開催した伊豆の国市及び伊豆市における地元説明会で住民の同意を得た後、修善寺道路との合併採算制を取ることに伴い、その期限を8年延長し、2023年10月2日までとした経過がございます。この方針の変更は、住民の行政及び議会に対する不信を招くものであると感じております。

市長はこの方針の変更について、賛成か反対か、また今後どのように合意形成を図っていくべきと考えているかについてお尋ねするものでございます。

以上、緊急質問の要旨となります。

○議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） この質問につきましては、ポイントが幾つかございまして、その全てを基本的に私のほうでお答えしたいと思っております。とは言いながら、多少中身が細かいところありますので、その細かいところについては、担当課長から申し上げます。

私も出席しました、ここに書いてあるとおり9月1日の414の期成同盟会において、私も出席しまして、静浦バイパスの早期全線開通に向けて云々というふうな話がありました。有料道路事業についても考えているというふうな話を県のほうに聞いています。

414の早期開通というのは、要は伊豆縦貫自動車道とまた別に414という道路が別線であるわけですね。例えば、伊豆の国市の辺りから沼津市のほうに向かって、あそこからずれていくわけです。あそこに静浦バイパスというもうかなり昔に計画を決定しているものがあって、そのトンネルがようやくたしか一部開通されて供用開始といった運びになっていると思います。それがまだトンネルまでだから、その先もやらなきゃいけないというふうな状況でございます。

そのとき、修善寺道路だとか伊豆中央道、これについては、このときに明確に話はございませんでした。その後、美伊豆の中、美しい伊豆創造センターの中にある伊豆半島道路ネットワーク会議で、この3月だったと思うんですが会議が開催されて、その中で説明があったということを私のほうからは建設課長が出席していますので報告を受けております。

こうした今まであった道路の料金徴収期限が再延長する云々については、今後伊豆地域で住民に説明し、また意見を聴収する機会を設けて、それで最終的に県が判断して議会に上げるというふうになっています。

実際に、この3月の下旬に伊豆市及び伊豆の国市で県主催による説明会が開催される予定です。私としましては、賀茂地域での開催についても要望をしているところです。

それから、今日いただいておりますA3の文書、これを御覧になっていただきたいんですが、上から1、2、3行目、右側の段の上から3つ目のところで、伊豆中央道の有料化継続を示唆するともとられる内容の要望が上げられたとされています。この辺については、私は存じておりません。この方も多分、この意見書の中でも、ともとられるということで、多少曖昧な表現になっているところが私も気になるところでございます。

それから、その同じ段落の中、次にの手前の直前に、静浦バイパスの早期全線開通を進めるために有料道路事業の活用による支援を行うといった内容の要望が上げられたかについて、これは、私は先ほど申し上げたそのとおりで、静浦バイパスに有料を投入するという、そういった話があったように記憶しております。

最後に、一番最後の2行、市長は賛成か反対か、またどのように合意形成を図っていくべきか。

これについては、デリケートな問題なんですが、先ほど言いましたように、県のほうできちんと説明をしていただくというふうに考えております。ただ、実は私は、一応これ専門領域に当たるので、専門的な観点から個人的な意見を申し述べますと、有料があそこで続くということのいわゆるメリットとデメリットという面で言えば、賀茂地域にとっては、専門的に考えれば、メリットのほうが圧倒的に高いというふうに私は考えています。

函南町さんのほうで、たしかあのエリアでかなり反対の声が上がってるような気がするんですが、函南もデメリットもありますが、メリットもかなり多いと実は私は思っています。

一応、すいません、具体的な話をします。

メリットについては、ロードサイドショップと言いまして、今ある414号の周りにたくさんのお店があるわけです。有料があると、有料じゃない無料のほうにやっぱり人々はどっちかというとすいていけば行くし、それから有料道路は沿道を建物を建てて、そこからアクセスできるようにしていません。皆さん分かると思うんですけど、有料道路からお店に入るといったことはあり得ないわけです。無料の道路からお店へ入れる。

だからその周辺の開発というんでしょうか、そうしたものが有料道路には、その道路自体にはあり得ないわけですね。インターチェンジなんかの周辺はあるわけです。この函南や伊豆の国市の辺りは、皆さんも多分、何度もお使いになっていらっしゃると思いますけれども様々な店舗を展開していて、食べるものもあれば、洋服売っているところがあったり、フ

ファーストフードストアだとかレストラン、もう本当にいろいろなものがあります。このにぎわいというのは、そのまちにとって大きなメリットだろうと思いますが、一方で、一般道がどうしてもある程度混んでしまうと、こういうふうなものがあります。

有料道路というのは、有料道路の制度というものがあまして、先に、とにかく1日でも造りたいときには、それでもって銀行からお金を借りて、それでそれを使う人の料金から返していくと、こういうふうな制度で、法的にしっかりと仕立てがされています。

私たちは、伊豆は一つというそういう観点からいけば、こちら側から向こうのほうに行く場合に、一定の定時性の確保されている有料道路が残るということは、正直なこと言えば安心して、例えば救急車じゃないけれども、自分の車で病院に自分の大事な人を乗せて、早く行けるとか、そういうことが考えられようかと思えます。

とりあえず私からは以上でございます。

詳しくは建設課長のほうから申し上げます。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 私のほうからは、3月6日に開催された伊豆半島道路ネットワーク会議についてお答えいたします。

まず、この会議は、伊豆地域全体の道路網のあるべき姿を検討することを目的としまして、（一社）美しい伊豆創造センター会長を座長としまして、同センターの専務理事、静岡県の交通基盤部道路局長に加えまして、伊豆地域管内の土木事務所長で構成されております。また、作業部会の会員として、私が委員となっております。

当日の3月6日につきましては、先ほど建設課長が出席と市長申し上げましたが、私も議会中ではございまして、代理としまして係長がウェブで参加し、その説明を私が受け、市長にも報告しているところでございます。

その内容につきましては、現状と課題、今後の取組についての説明がございました。

まず、現状と課題としまして、1つ目、伊豆中央道、修善寺道路は、伊豆地域の背骨として基幹的な機能になっております、2つ目としまして、両道路の交通量は広域道路ネットワークの充実や伊豆の観光資源が世界的に認められたことなどにより増加傾向であること、3つ目としまして、両道路を無料化した場合、交通量が2倍程度になることが予測されること、4つ目としまして、静浦バイパスの優先整備区間が開通するが、残る区間の整備には多大な費用と時間が要する、この4点が現状の課題として挙げられました。

今後の取組としまして、5つほど挙げられております。

1つ目として、伊豆中央道、修善寺道路は引き続き、高速性、定時性を確保していくため、料金徴収期限を延長すること、2つ目としまして、両道路の利便性向上のため、ETCと新たな料金制度を導入検討すること、3つ目としまして、国道414号静浦バイパスに有料道路事業を導入し、早期開通を目指すこと、4つ目としまして、生活道路への流入対策を行うこと、5つ目としまして、伊豆中央道、修善寺道路、静浦バイパスの料金徴収期限を同期限に設定することの5つの点を説明を受けたところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） まず、期成同盟会の要望内容ということで、有料道路事業の活用ということで、恐らく2つの考え方があるという説明だったかと思えます。

1つが、新たに2期工事区間として行う静浦バイパス自体を有料化にすること、もう一つが現存の有料道路の財源を活用して、静浦バイパスの早期開通を進めること、期成同盟会としては、静浦バイパスの有料化については言及していますが、伊豆中央道と修善寺道路の財源を静浦バイパスに充てることについては要望していないということでもいいか、確認をしたいと思えます。

そして次に、伊豆半島道路ネットワーク会議の中で、3つの静浦バイパス、伊豆中央道、修善寺道路の同期限に延長、これは県、美しい伊豆創造センターが新聞報道で言われます40年間延長するという方針を県と美しい伊豆創造センターが示したということによろしいか、確認をしていきたいと思えます。

次に、恐らく静浦バイパスの既存の有料道路の同期限化ということは、静浦バイパスも含めた合併採算性、プール制を活用していくのかと私は想像できますが、私の認識です、現行の道路整備特別措置法では、現に料金を徴収している道路と新規の道路とは合併採算制を用いることはできないという認識でおりますが、この3月6日の説明会では、道路整備特別措置法の改正がされた、または改正される予定があり、40年間延長するといった説明をされたのか、教えていただきたいと思えます。

これはあくまで事業主体が県ということで、そういった説明があったのか、お尋ねしますということで御理解いただければと思えます。

次に、無料化になると道路交通量が2倍というようなお話がありましたが、これは実証実験のようなもので、あらかじめそういった測定をされたのか、あくまで予測というものでそういった数字が出てきたのかについてお尋ねしたいと思えます。

前回、2013年に1年間約100回に及ぶ住民説明で一番最初の延長というのが住民合意形成を得たということでございますが、今回は10月3日、約7か月、8か月を目前に、伊豆半島南部、また北部の方がやっと無料化になるという期待を持っていたこの短い期間で、急遽出てきた方針転換かと思われませんが、このことについては事前に全く下田市、建設課であったり市長のほうにも情報がなかったのかについてお尋ねしたいと思います。

なぜかといいますと、一部議会では既に9月にこういった無料化を要望する意見書が上げられておりまして、下田市議会では全くこのようなことが新聞報道を読んで初めて私は認識したところでございますので、当局自体もそういった情報を持ってなかったのかについてお尋ねをさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 再び私と課長とで、細かい話と大まかな話を、役割分担してお答え申し上げます。

先ほど申しましたように、伊豆全体の道路ネットワーク形成を促進するというのが美しい伊豆創造センター、あるいは伊豆半島道路ネットワーク会議の目標です。単一の道路云々ではなく、全体のネットワーク、しっかりといざというときに回り道もできる、そういうものを作ろうと、こういった考えで皆さんでこの考えを共有しまして、そうすると、例えば、今言った中央道ですとか修善寺道路といった沿道の市町村、あるいは住民の方々は、若干の負の影響があるでしょうと、こういうことについてもぜひ御理解いただきたいなというふうに私は考えているところでございます。

一方で、私ども下田市としましては、この全体最適としてどうするかといったことをしっかり考えなければいけないと思っております。そう考える意味でも、県からの説明をしっかりとしてもらって、市民の方にも何となくというふうなことでなく、ちゃんと理屈を持って、なるほどそれならというふうに理解してもらうことが重要であろうというふうに思います。

細かい話については、建設課長のほうから申し上げます。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） まず、ネットワーク会議で40年間というのが示されたということにつきましては、40年程度というところで説明を受けております。

静浦バイパス合併採算性を取るか否かについて、その法的制度の詳しい説明については受けてございません。

2倍の予測につきましては、伊豆中央道と修善寺道路の現況の平成22年と平成27年、令和

3年度の交通量を比較した中の推測として説明を受けております。

あくまでもこういった有料道路ということを知ったのは、今回のネットワーク会議で正式に聞いたこととなっております。

あと、法改正とかという説明も私、すいません、そのとき会議出ていなくて、代理で係長が出ていて、そのときに受けたかどうかは定かじゃないんですけども、法改正の予定があるとは聞いておりますが、ちょっと詳しい内容については存じ上げておりません。

○議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君、3回目です。

○1番（江田邦明君） 県議会の場でちょっとやりたいなというような内容なんです、新聞報道ですと6月の次の静岡県議会で条例の制定というような話もあります。それまでに議会としての意見、また当局としての意見、そして市民としての意見というものをしっかり固めていかなければいけないと思います。

そういった中で、さきの3月定例会において一部の自治体では、一般質問等の中で、各首長が首長自身の方針というものを示された自治体がございます。市長から御紹介があった函南町であったり、伊豆市がそうでございます。また、議会としても意見書を採択しているところが、9月に伊豆の国市、また3月に入りまして函南町となっております。

改めて、市長個人ということで、明確なお答えが1回目の御質問の答弁ではなかったんですが、こういう方向性もいいし、また全体最適ではなくて、賀茂地域南部にとっては、どういった方法の可能性があるのか、専門の部分もありますので、私たちが想像できないような1つ、2つ、3つの方法があって、これが最適ではないかというところを少しお話しただけならと思います。

あとすいません、40年延長というところで、細かな説明があったかどうかというお話を聞きたいところですが、今、沼津から下田のうちの一部区間がなかなか工事が進まないということで伊豆中央道と修善寺道路を經由して伊豆縦貫自動車道というものが途中まで整備されているところかと思えます。

この40年延長ということは、伊豆縦貫自動車道が全て開通しても伊豆中央道と修善寺道路が有料なのか、もしくは、そこを經由しないでも40年後は今經由区間のところとなっている部分が伊豆縦貫自動車道として無料区間として沼津から下田が全線無料で使えるという前提があつてのこの40年なのかについてお尋ねをさせていただきたいと思えます。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 先ほど申しましたように、賛成・反対というのは今、詳しいフレー



ムについてしっかり考えないと申しづらいんですが、私はどちらかと言えば賛成の側です。さっき申し上げましたように、この地域にとっては圧倒的にプラスのほうが多いと私は感じています。

そもそもこの有料道路について、私もそうですが、多くの方は地元の方でヘビーユーザーはなおさらなんですが、半額チケットを上手に活用されている方が多いと思います。実際、私もそれを使っています。この半額のおよそ100円ということについては、意外と皆さん、抵抗がないというふうに私は感じています。少なくとも私は全く感じていません、抵抗は。ですが、都会から来た観光客の方々は倍払わなければいけない、観光地なのでたくさんの方が来てくれるわけです。彼らにとって、来てくださるお客様にとって、この料金抵抗は、それほど高くないわけですね。そもそもが東名とかそういうところで、かなりの金額を出してきているので。

こうやって有料道路でそちら側が進めば、同じ財布から別のところに持っていけるということになります、事業費を。

つまり、伊豆縦貫道を背骨とした、今度は肋骨部分、国ではない県管理の道路、この整備が進むというふうに考えられるからです。こちらを私たちは強く要望しているんです、県に対して。

平井課長が言いましたように、倍になるという、そこまで私も実は理解してなかったんですが、一般的に道路というのは、もし無料であれば、両方が同じ混雑度になるまで、その道路のユーザー、つまりドライバーが選択をするそうです。こっちのほうが早いから、こっちのほうがいいからということで自由に動くので、結果的に両方混んじやうと、こういうふうなのがワードロックの大原理とか言っていたと思うんです、たしかそんなようなだったと思うんですが、そういうことがあるから、あえて有料抵抗をかける、それによって、ふだん使いの私たちにとって、やっぱりスピーディーに行けるということが重要であろうかというふうに思っています。

本当に全体最適で、伊豆は1つということで美伊豆ができたので、実際にリアルに様々な影響を受ける田方の人たちには本当に申し訳ないと思うんですけれども、こういう有料で続けていただければ、伊豆全体としては道路が促進できますので、メリットは大きいというのが私の専門家としての個人的な見解です。

以上です。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 40年程度についてお答えいたします。

こちらにつきましては、先ほど江田議員が言った合併採算性の現行に合うか否かは、すいません、私のほうでは分かりませんが、あくまでも静浦バイパスの料金徴収期間、建設時期プラス償還期間を40年程度と見込んでおりますので、それと同じ40年程度延長するという説明を受けております。

以上です。

○議長（滝内久生君） これをもって、1番 江田邦明君の緊急質問を終わります。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

○議長（滝内久生君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（松木正一郎君） それでは、本日は副市長が役に立つのかという厳しい御意見ありましたが、本当に私は助かりました。右腕として頑張ってくださいました副市長、それからこの3月31日付で、この市役所定年退職となる課長級の職員5名を御紹介申し上げます。

まずは、曾根英明副市長でございます。

令和2年10月に就任され、2年6か月、市政進展のために本当に御尽力を頂戴しました。

改めて感謝しているところでございます。

それから課長級につきましては、まず長谷川忠幸産業振興課長、勤続42年でございます。

次に、日吉由起美財務課長、勤続40年。

佐藤政年税務課長、勤続31年。

鈴木美鈴出納室長、勤続35年。

永井達彦議会事務局長、勤続42年という長きにわたり、職員として在職、その間、議員の皆様方におかれましては、数々の御指導、御鞭撻を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

それではこの後この場をお借りしまして、当人たちから御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝内久生君） それでは、このたび、静岡県へ帰任されます曾根英明副市長と、この3月31日をもって退職されます産業振興課長、長谷川忠幸君、財務課長、日吉由起美君、税務課長、佐藤政年君、会計管理者兼出納室長鈴木美鈴君、議会事務局長永井達彦君、以上6名から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

順次自席で発言をお願いいたします。

まず、曾根英明副市長。

○副市長（曾根英明君） 貴重なお時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。

3月31日をもって退任し、県に帰任することとなりましたので、一言御挨拶申し上げます。

2年半という間、下田市の行政運営に携わらせていただきました。その中で、やはり地方自治というのは本当に住民に身近な基礎自治体が担っているんだなというのを改めて痛感した2年半でございました。

この地方自治体ですけれども、今や全国で人口減少という大きな課題に直面しております。ただ、この人口減少という大きな課題に対して、これさえすればというような特効薬みたいなものは実は見当たらないというのが実情ではないかと思っております。

ただ、じゃあそれで指をくわえて待っているのか、座して待つのかということではいけないと思います。

これからは、トライアンドエラーというものを繰り返しながらいかなければならないと思っております。市長の言葉をお借りするならば、チャレンジすることが非常に重要ではないかと思っております。

我々職員も少しでも下田市よくしようという思いは議員の皆様方と何ら変わりはありません。今後の我々のチャレンジに対して御指導、御助言賜りますことをお願い申し上げます。

て、退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（滝内久生君） 続きまして、産業振興課長、長谷川忠幸君。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 3月定例会の御審議で大変お疲れのところ、貴重なお時間をいただきまして、恐縮ではございますが、退職を迎えるに当たりまして御挨拶をさせていただきます。

先ほど市長より御紹介あったとおり、昭和56年に奉職しまして42年間、主に事業課系で技術系の仕事に勤務してまいったところでございます。議会には、27年度から、産業振興課、通算5年、上下水道2年、観光交流課1年、合計8年間、説明員として出席させていただいて、その間、議員の皆様には大変お世話になりまして、心から感謝申し上げます。

27年度、新米課長ということで、会派の活動で先進地視察ということでお誘いいただき、県西部のほうに一緒に勉強させていただいたこと、また、平成29年予算でオリーブのまちづくり事業ということで新規事業におきまして、先進地視察とか、いろいろ長時間にわたって慎重に審議していただいたことが昨日のように思われるところでございます。

近年におきましては、新型コロナウイルスの中で、夏期の海水浴場開設とか、市内経済の対策等、議員の皆様のお支援をいただき、一定の成果が図られたと感じております。

議会の答弁等につきましては、なかなか御覧のとおり、顔はいいんだけど、口が悪いということで聞きづらかったり、また議員の質問に対してなかなか頭の中で理解することができず、ルール上伺うこともできないため、十分な答弁、説明ができなかったこと、この場合をお借りしまして御容赦願いたいと思っております。

今日でこの議場を後にするわけなんですけど、あと2週間ほど市役所に行って、足はばんばんでございますが、落車しないよう、最後までしっかりゴールに向かっていきたいと思しますので、委員の皆様には温かい御支援をお願いしたいと思います。

4月からは、新体制ということになるかと思えます。その中で、今日、皆様に御審議、議決していただいた予算というのを執行していかなければならないことになるかと思えます。住民の代表である議員さん、議会、審議会等、また同じく住民の代表の市長が同じ認識の中、同じ方向を向いて、立ち止まることなく、前に進めるように、議員の皆様には議員活動の中で、議員自らが住民に説明していただくよう、下田の発展のために、今まで以上の御支援をいただきたい、そのように思っております。

終わりに、議員皆様のますますの御健勝と御多忙を祈念申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（滝内久生君） 続きまして、財務課長、日吉由起美君。

○財務課長（日吉由起美君） この場をお借りいたしまして、退職の御挨拶を申し上げます。

私は7年間4回にわたりまして課長、説明員として、近年は財政担当課長として特に予算関係について御説明申し上げました。

先ほど、令和5年度当初予算が可決されて、安堵いたしました。特に、当初予算につきましては、市として、将来に向けてこうしていきたいという姿勢を示すものでございます。議会の皆様と議論を交わすことによりまして、よりよい未来を共に築いていけるのではというふうに思っておりますが、なかなか御理解いただけない、そういうところもあるのは事実でございます。庁舎の予算についてもしかりでございます。

厳しい財政状況の中で、よりよい方策を考えて御提案させていただいているものですが、なかなかその辺も議論の中ではいろいろな御意見を頂戴しているところでございます。

私どもが今回、5人課長退職いたしまして、次の議会からは若い課長が多く議会に出席いたします。新しい酒は新しい皮袋に盛れという言葉もでございます。今後、新しい庁舎で若い活発な議論が交わされることを期待しております。

私は課長として、税務、総務、財務と務という務めるという漢字に縁がございました。この務めるとは、もともとその字の成り立ちから、農業、農耕に務めるという意味とのことでございますので、今後は農に行つてのんびりと生活をしていきたいと思っております。皆様もお元気でお過ごしください。長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（滝内久生君） 続きまして、税務課長、佐藤政年君。

○税務課長（佐藤政年君） 私は29歳のときに下田市役所に入庁しまして、31年間奉職させていただきました。

最初、産業課、そして建設課、防災担当課、税務課、総務課、議会事務局というような流れで務めさせていただきました。

その中で記憶に残っているということを挙げさせていただきますと、以前、井上課長もおっしゃっていましたが、総務課で尾ヶ崎ウイング付近の市有地の伐採行ったことが記憶に残っています。これは静岡県景観形成計画に関連しまして行ったものですが、なかなか好評というか、いい結果につながってよかったなというふうに思い出として残ってます。

時々車で出かけるときに伊豆スカイラインを通りますと、熱海峠ですとか、十国峠から眺める富士山、そして駿河湾、沼津、三島の遠景、眺めというのはすばらしいと思います。ほ

かにも伊豆半島というのは、なかなかすばらしい場所があると思います。

以前ですけれども、東伊豆町の稲取のやっぱり国道135号線沿いで景観のための伐採を行って、今では温泉街、そして太平洋が一望できるようになって、すばらしい景観になっていると思います。

そして今回、尾ヶ崎ウイングで伐採をしまして、なかなかすばらしい景観になったということで、そういう関係の仕事ができたということが、自分としてはうれしく思っています。

以前この議会の場でも、白浜であるとか、外浦であるとか、そこらの景観伐採の件について提言であるとか、発言された議員さんも複数いたと思います。伊豆半島中でそういうお声が高まってって、伊豆半島中がすばらしいビュースポットとか、絶景スポットとか、そういうことになっていけばいいなと思いますが、そういうことに携われてよかったと思う点が1点でございます。

もう一点は、議会事務局のときの話です。静岡県市議会議長会という組織がございまして、ここでは国であるとか県であるとかに要望書というものを outsourcing していただいています。ちょうど自分が議会事務局にいるときに、その要望書の素案づくりの当番市ということで、そういうチャンスをいただきました。そこで作ったのが、1点目が先ほどからもお話に上っていますけれども、東駿河湾環状道路及び伊豆縦貫自動車道の早期完成を望む要望書というのが1点。もう一つは、今これもちょっとはやりかもしれませんが、空き家対策を望む要望書という、その2点を出させていただいています。これは、無事に県下の議長様の全員の承認をいただきまして国のほうに提出をさせていただきました。

地元の声を国に上げる、吸い上げていただくというような関連した仕事というのは、自分は今までそういう経験がなかったものですから、すごく充実感を持ったと、個人的には思ったところが、2つ目の思い出深いところであります。

ここで議会事務局については至らない自分だったんですけれども、小泉前議長様、そしてほかの議員様には、大変お世話になったと思っております。この場を借りてお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（滝内久生君） 続きまして、会計管理者兼出納室長、鈴木美鈴君。

○会計管理者兼出納室長（鈴木美鈴君） 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

まず、議員の皆様におかれましては、事業や決算等、その他もろもろの面で御指導、御協力いただきましたことを感謝申し上げます。

私は昭和63年に奉職し、35年間、下田市の職員として勤務させていただいております。こ

の間、いろいろな職場を経験してまいりましたが、特に感慨深く思い出されますのは、図書館と徴収事務に関わらせていただいたことです。入庁時からずっと私の胸にあったのは、開国の歴史だけではない、下田の地域地域の在の文化の豊かさや歴史や方言の奥深さを皆さんに伝えたいということでした。

そのような思いを抱いて入庁した私でしたが、なかなか文化に関わる部署にたどり着くのは難しく、約15年目にしてやっと図書館に勤務することができました。その頃、図書館は荒廃しておりまして、廊下や書架に段ボール箱に入った本が雑然と積み上げられておりました。資料の整理をし、そこから郷土資料を抜き出し、利用者の皆様に貸し出せるようにするのに2年を要しました。ハードがだめならソフトでできることをしようと、読み聞かせボランティアさんの養成や組織化、地元の伝説をご当地で聞く産土のお話し会、喫茶形式の大人のためのお話し会、他の機関とのコラボ企画、ミニミニアートギャラリーなど、当時の状況の中で図書館の可能性を試せるものは何でもやりました。いろんな人とのつながりもでき、協力してくれる人も増えました。どんどん人の輪が広がりました。

腰を痛めたり、ほこりアレルギーにもなりましたが、臨時職員の人たちと悪戦苦闘しながらも、わくわくして仕事をした5年間でした。

その後、約8年間、水道料金、介護保険料、税金の徴収を賀茂地方税債権整理回収機構の立ち上げから指導にも関わらせていただきました。水道課では、全地域を回り、市民の方々の思いや生活状況をじかに知ることができました。徴収と福祉は表裏の関係にあると申しませんが、まさにそのとおりでした。相談に乗る中でお叱りを受けることも多かったです、逆にその方々に救われることも多かったです。

税金の徴収では、差し押さえや搜索といった、これまでやったことのない徴収方法に戸惑い、悩み、ぐちゃぐちゃになりながら立ち向かいました。怖い思いもいっぱいいたしました。がんにもなりました。しかし、私たちが前線で頑張っているから、市の財政が回っているんだという矜持もありました。今こうして私がここにいられますのも、議員の皆様、市長、諸先輩方、同僚の皆様、そして市民の皆様に支えていただいたからだと思います。

今後は、この深い学びを糧として、働き方改革もございますので、自分を大切にすることが社会や人の喜びにつながるような生き方をしたいと思います。

最後になりましたが、皆様の御健勝と、ますますの御活躍を心よりお祈り申し上げます。長い間ありがとうございました。

すいません、最後に議長、お願いがあるんですけど、いいでしょうか。2年間、答弁とい

うものはございませんで、最後、議長、番外というのをやってみたいんですけど、いいでしょうか。じゃあやらさせていただきます。

議長、番外。

○議長（滝内久生君） 会計管理者兼出納室長。

○会計管理者兼出納室長（鈴木美鈴君） これから変化の激しい時代を迎えます。これまでの価値観にとらわれてばかりでは生き抜くことはできません。新しい価値観を創造すべく、議員の皆様、市長、そして職員が共に手を取り合って、チャレンジ精神で、未来の下田を築いてまいりましょう。未来に向かい、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（滝内久生君） 続きまして、議会事務局長、永井達彦君。

○議会事務局長（永井達彦君） 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

まずは、3月定例会、御審議、お疲れさまでした。

また、議員の皆様、この任期最後の定例会お疲れさまでございました。

私は、長谷川課長と一緒に入り、一緒にやめることになります。私が課長職となったのは平成27年の4月、現在2期目の議員さん、滝内議長、進士濱美副議長、進士為雄議員、橋本議員が初当選された4月です。その6月頃に初当選された議員の方に、各課から業務の説明を行ったわけですが、議会経験のない私が議会とは何ぞやということをして市役所の大先輩に対してレクチャーするということになりまして、逆に教えていただきたいというようなことを思ったことを思い出します。

その年は、庁舎建設に関する請願に9,000人を超える署名がありまして、またその対応に苦慮したことを覚えております。1年で異動となりまして、その後、市民保健課、観光交流課、監査委員事務局へ異動となり、昨年度また議会事務局へ戻ってまいりました。

その間、皆様には大変お世話になりました。今まで温かい御指導と御鞭撻をいただき感謝申し上げます。局長として至らぬ点、また無礼が多々あったかと思いますが、お許し願いたいと思います。

結びになりますが、来月には市議会議員の選挙がございます。今期限りで引退される議員さん、またこれからも続けられる議員さんいらっしゃいますが、皆様健康には気をつけていただき、これからも下田市の発展のために御活躍いただきますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ですが、退職に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）



○議長（滝内久生君） 御挨拶ありがとうございました。

曾根副市長におかれましては、2年6か月にわたり下田市のために御尽力いただき誠にありがとうございました。今後とも下田市のため、御支援をお願いいたします。

また、定年退職される5名の方におかれましては、長年にわたり市政発展のため多大な御尽力をいただき、誠にありがとうございました。皆様方におかれましては、今後とも健康には十分留意をされまして、下田市発展のため、引き続き、御活躍くださることをお願い申し上げます。皆さん長い間お疲れさまでした。（拍手）

これをもって、令和5年3月下田市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後4時46分閉会